

第百十四回国会 衆議院 科学技術委員会 議 録 第 四 号

平成元年五月二十三日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 小宮山重四郎君

理事 佐藤 敬夫君

理事 若林 正俊君

理事 和田 一仁君

理事 栗原 祐幸君

理事 櫻内 義雄君

理事 山下 太郎君

理事 村山 喜一君

理事 春田 重昭君

出席國務大臣

國務大臣 官崎 茂一君

(科学技術庁長官)

出席政府委員

科学技術庁長官 見学 信敬君

官房長官 須田 忠義君

官房審議官 井田 勝久君

科学技術庁長官 石田 寛人君

官房會計課長 石塚 貢君

科学技術庁科学 緒方謙二郎君

技術政策局長 緒方謙二郎君

科学技術庁科学 緒方謙二郎君

技術振興局長 緒方謙二郎君

科学技術庁研究 緒方謙二郎君

開発局長 緒方謙二郎君

科学技術庁原子 緒方謙二郎君

力安全局長 緒方謙二郎君

委員外の出席者

外務省北米局安 重家 俊範君

全保障課長 重家 俊範君

大蔵省主計局主 福田 誠君

計官 福田 誠君

水産庁研究部漁 菊池 重嘉君

場保全課長 菊池 重嘉君

資源エネルギー 三角 逸郎君

庁公益事業部原 三角 逸郎君

子力発電安全管 三角 逸郎君

理課長 三角 逸郎君

気象庁地震火山 山川 宜男君

部長 山川 宜男君

気象庁海洋気象 荒川 正一君

部海洋課長 荒川 正一君

科学技術委員会 菊池 敬三君

調査室長 菊池 敬三君

委員の異動

五月二十三日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

古賀 誠君

○官崎國務大臣 新技術開発事業団法の一部を改
正する法律案につきまして、その提案理由及び要
旨を御説明いたします。

科学技術は、国の社会、経済を支える上で極め
て重要な役割を果たしており、我が国のみならず、
海外諸国も科学技術の振興発展にそれぞれ努力
力しているところであります。このような情勢の
中、科学技術立国を志向し、社会的、経済的に目
覚ましい発展を遂げている我が国に対し、海外諸
国の関心、期待は、ますます大きくなっておりま
す。我が国としましては、科学技術の成果が人類
共通の財産であり、かつ、我が国の経済力に見合
った貢献を行う必要があるとの観点から、国際研
究交流を一層進めることが、国の重要な緊要の
課題であると認識しております。この点につきま
しては、昭和六十一年三月閣議決定された科学技
術政策大綱にも指摘されているところでありま
す。

○中川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村井仁君。

一方、我が国の国際研究交流の現状を見ます
と、特に先進諸国との間の研究者交流について極
めて大きな不均衡の存在及びその改善の必要性が
指摘されるところに、国際研究交流を促進するた
め、我が国のより幅広い情報の提供が強く求めら
れております。しかしながら、このような人材交
流、情報交流等を促進するための体制は現状では
十分と言えぬ状況にはありません。

○中川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願いいたします。

○中川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村井仁君。

○中川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村井仁君。

○村井委員 私は、自由民主党を代表しまして、新技術開発事業団法の一部改正案についてお伺いをいたしたいと思います。

我が国は、これまで長年にわたりまして欧米先進諸国の科学技術資源をいろいろな形で導入をしまし、社会、経済の向上発展を図り、ついに今や世界有数の経済大国となった、そうしてまた科学技術の面でも世界有数の水準に達するに至った、このように認識されていると思ひます。

我が国は、あらゆる分野においてその経済大国としての地位にふさわしい責任を果たすことを求められるに至っておりますが、とりわけて最近の認識としまして、科学技術が経済成長に果たす役割が非常に大きい、こういうことが一般の認識になつてまいりまして、海外諸国が我が国の科学技術面での国際的な貢献というものを非常に強く求める、こんなようになってきていると思うわけでございます。

このたび政府から提案されました新技術開発事業団法の一部改正は、このような環境に対応しまして提案されたもので、このように理解はしておりますが、改めて、国際研究交流を必要とする背景についての大臣の御認識と、それから基本的な対処方針につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○宮崎国務大臣 村井委員お話しのように、科学技術は国の社会、経済を支える上で極めて重要な役割を果たしておりますし、日本だけではなくて、海外諸国も技術の振興発展にそれぞれ努力をいたしております。

こういったような情勢の中で、資源に乏しい日本でございますので、科学技術の振興を目指しておりますし、社会的、経済的に、またそのことによりまして発展をいたしてまいったわけでございまして、日本に対する諸外国の関心、科学技術に対する関心が高まっております、委員のおっしゃるとおりだと思います。

我が国といたしましては、科学技術の成果が人

類共通の財産だということ、それからまた経済力に見合った世界的な貢献を行う必要がある、こういう観点から、国際研究交流を促進をしまし、たい、それがやはり我が国の重要な課題だと思ひます。昭和六十一年の三月に閣議決定されました科学技術政策大綱におきまして、国際社会における我が国の果たすべき役割の増大に見合った科学技術面での国際貢献というものが必要だ、こういうふうに書いております。今後我が国は、科学技術の先進国として、開発途上国を含む国際社会に広く貢献をしていくということとを目的といたしまして、ほかの先進国とも対等な立場で協力をしながら、世界の国際的な科学技術に貢献し、指導的な役割を果たすことが必要ではないか、かように考えておるわけでございします。

○村井委員 ありがとうございます。

少し細かい問題につきまして、主として政府委員の方にお願いをしたいと思います。我が国と欧米先進諸国との間の研究者の交流でございしますが、非常に大きな不均衡がある、こういうようなことが言われておるわけでございします。そういうことはよく聞かれてございしますが、彼等の研究者の受け入れにつきましての実態でございしますね、これは数字で、イメージの統計でございしますとかなかなか難しい点があるのだろうと思ひますけれども、おわかりになる限りでちょっと御説明いただけませんか。

○緒方政府委員 我が国と主要先進国との間の研究者交流についての数字の御質問でございします。御指摘のように相手国、先進国で研究をいたしております日本人研究者の数と日本で研究をいたしております先進国の研究者の数の間に非常に大きな不均衡があるわけでございします。ただ、正確な、非常に適切な統計がなかなか難しいわけでございします。昭和六十二年の実績、これは我が国の国立試験研究機関等を対象に科学技術庁がアンケート方式で調査をした数字がございします。で、それを御参考にご覧いただけますと、昭和六

十二年度中に我が国の国立試験研究機関が先進国に派遣をした研究者が千二百九十三名、これに対して同じ機関が欧米先進国から受け入れた研究者の数の約七倍と、そのアンバランスの比率というものは約七倍と、このようになってございします。出入国管理統計につきましては、これは定議が研究者だけではなくて非常に拡散しておりますので正確な比較は難しいと思いますが、出入国管理統計の六十二年度を見ますと、数字のオーダーは違いますが、出入りの比率というものはやはり七・何倍ということになっておりますので、不均衡の比率というものはおよそ一対七というような見当ではないかというふうに私も見えておる次第でございします。

研究者の交流は、もちろんバランスのとれた形で発展させていくことが必要でございまして、日本への外国人研究者の受け入れというものを早急に拡大をしていかなければならないというのが私どもの基本的な認識でございします。

○村井委員 大変大きな差だということ、今の数字でもはつきり出てきておるわけでございします。さらに諸外国には、我が国が欧米先進国の研究成果を何の対価も払うことなく利用しているというふうないわゆる基礎研究だ乗理論、こういうような批判もあるわけでございします。

それで、こういう人の出入り、これは非常にはつきりわかるわけでございしますけれども、それ以外の研究成果の分野、これになりますとなかなかつかみにくいというところがあると思ひます。科学技術分野における国際研究交流の現状、特に研究成果の利用に不均衡がある、こういう御認識があるのかどうか。あわせて、法制上の措置を含めて国際研究交流の促進に取組むための政府の対応策、こういったところを一通りお話を伺いたいと思ひます。

○緒方政府委員 研究成果の利用にしまして不均衡がどういふふうにあるかというのは大変難しい問題でございしますが、一つの目安としまして、我が国の技術貿易について見てまいりますと、従

来よく言われておりますように、技術の導入というものが日本からの技術の輸出額を大きく上回っているということが統計的にあるわけでございします。

したがいまして、そういう点をとらえますと、我が国が海外に研究成果を提供する以上に海外の研究成果を日本が利用してきたということが言える、そういう面が確かにあるのかもしれない、あるのかもしれないというふうに考えております。

これに對しまして、我が国は今後基礎研究を大幅に強化をいたしまして、基礎研究の成果というものは人類共通の財産ということでございしますから、そういう人類共通の財産、世界的なストックをふやしていくことに日本として積極的に貢献をする、これが科学技術先進国にふさわしい役割ではないかというふうに考えているわけでございします。

従来、国際研究交流につきましては、各省各機関それぞれがそれぞれのニーズに応じまして、人材の交流であるとか情報交換あるいは共同研究というふうなことを実施をしまし、たわけでございします。これに對して法制上の措置をいたしまして、先ほど大臣もお述べになりましたように、昭和六十一年の五月に研究交流促進法を成立をさせていただきました。これによりまして国際研究交流を行う上で法制上の障壁を改善したということがあるわけでございします。しかし、今後さらに世界各國との間の交流を一層拡充していくためには、先ほど申し上げましたように外国の研究者を日本の国研等の機関に大幅に受け入れをする必要があるということ、それからそれをやるためには日本国内の研究開発の状況というものの、その情報を外国にもっと迅速的確に提供してやるということが必要であるということ、それから基礎的研究分野を中心といたしまして、国際貢献をさらに大幅に改善をしていかなければならないというふうなことが必要であると認識をいたしております。こういう課題に取り組むためには、それぞれの

省庁のそれぞれの研究機関が個々に努力をするだけではなくて、そういう各研究機関が国際研究交流を行うものを、いわば横断的に共通的に支援をしていくような体制を整備することが不可欠でございまして、今回この新技術開発事業団を改組して総合的な施策を講ずるようお願いをしております。そういう観点からのものでございまして、今後とも国全体として研究交流が一層活発に行われますように総合的な施策を展開してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導いただきたいと思います。

○村井委員 昨日、科学技術庁フェローシップの六十三年度の実績というのが公表されておりますが、さらに平成元年度計画はどんなふうになっておるか。それからさらに、この科学技術庁フェローシップというのは、私は大変すばらしい制度だと思っておりますが、諸外国でどんなふうにお話されているのだろうか。欧米の今までのいろいろのお話でございましたような批判に十分たえるものなのかどうか。それから将来の受け入れ人数の目標でございしますが、そういうものが頭の中にごございましたらちよっとお漏らしをいただければ、お願いします。

○緒方政府委員 科学技術庁フェローシップ制度、ただいま御指摘のように初年度の分が百名というところで決まりましたが、この百名という枠を設定するに当たりましては、国内の研究機関の受け入れ能力であるとか諸外国との研究交流の実績を踏まえて、いわば初年度の目安として百名ということでやらせていただいたわけでございまして、これは内外大受好評のうちに百名の募集が完了したというのが現時点でございまして、欧米を初め諸外国からは、日本がこういう形で受け入れるために大きな積極的な政策を講じたというところを大変高く評価してくれております。また、国内で受け入れをする研究機関等につきましても、この制度を大変歓迎をして積極的に活用する、多

くの省庁、非常にたくさん機関がこのフェローシップの受け入れに協力をしてくれております。そういうことを踏まえまして、平成元年度の予算の中では、いわば第二回生といましようか、平成元年度中に新たに受け入れるフェローシップの枠を百三十名ということをお願いをしておりますのでございまして。

将来どういことが頭の中にあるのかという御質問でございしますが、今後私も、この制度については格段の拡充が必要であるというふうに考えておまして、具体的には諸外国あるいは国内機関の要望等も踏まえて検討してまいりたいわけでございしますが、何しろ先ほど数字を挙げて御説明しましたように、不均衡が七倍という比率でございまして、国研だけとて七倍ということ、絶対数でもその彼我の差は千人を超えているわけでございまして、そういうギャップを埋めていくように相当大幅な拡充を図っていかねばならない。定まった、オソライズされた計画があるわけではございませんが、私の頭の中ではそういう認識が非常に強くあるということでございします。

○村井委員 この科学技術庁フェローシップは欧米先進国からの研究者交流不均衡という批判にたいして創設されたために、どちらかといえますと、昨日発表されました実績といえますか六十三年度の実績を見ましても、西側先進諸国を対象にしているものが圧倒的に多い。しかしながら、日本の国際的地位というものを考えてまいりますと、それだけじゃございせん、広く発展途上国、さらには社会主義国と言ってはなんでございませうが、社会主義国にまで門戸を開放するべきではないか、こういうような声もあるように聞いておりますけれども、このあたり、科学技術庁どんなふうにお考えか。

○緒方政府委員 科学技術庁フェローシップ制度は、外国の研究者に我が国において研究を行う機会を提供いたしまして、科学技術面で国際貢献の要請にこたえるとともに、我が国の研究者と外国

の研究者の交流を促進することによりまして我が国自身の研究の活性化にも資する、こういうねらいでやっておりますわけでございまして、本来的には外国との研究者交流の不均衡の是正という観点から創設されたものでございまして、今申し上げましたように、この制度の趣旨からいまして欧米の先進国にのみ対象を限定しているわけではございせん、開発途上国を含む世界の国々から優秀な研究者を受け入れていくところでございまして、実績で申し上げても欧米先進国が四分の三程度、それ以外の国が四分の一程度を占めている実績にございまして、今後とも広く国際社会に貢献するという基本方針のもとで本制度を広く運用していきたいというふうに考えております。

○村井委員 ちよっともう一つだけ伺いたいのですが、やっぱりそこは相互主義とかなんとかいう感覚というのはあるわけでございませうね。その点ちよっと確認をさせていただきたい。

○緒方政府委員 不均衡の是正ということが一つ、それから多くの国と科学技術協力協定のようなものを含んでいくわけでございしますが、これらの中で相互主義というふうなことがうたわれているものも多数ございします。したがって、そういう協定の考え方、あるいは従来からの日本とその国との間の交流の現状等も十分しんしゃくをして運用していく、こういうことではないかと思っております。

○村井委員 それから科学技術庁フェローシップについても一つ伺いたいのは、これが真に高い評価を受けましたためには将来性のある優秀な研究者に来てもらう、これが私は不可欠だと思うのでございませうけれども、そのためにどんな努力をしておられるか。できれば、日本で研究をした結果ノーベル賞がとれたとか、そんなようなぐあひになるのが本当はすばらしいことじゃないか、そのぐらゐのクラスの研究者にどんどん来てもらうようなことにできないものだろうか、こう思うわけでございしますが、そういうところで何か手を打っておられるかどうか、お伺いしたい。

○緒方政府委員 私どもの気持ちも村井先生と全く同じでございまして、せっかく日本に来ていただくわけでありますから、日本で立派な研究をして成果を上げていただきたいということでございまして、制度上は若手の研究者でドクター号を持っている者というようなことで運用をしておりますが、そういう資格の中で本当に優秀な人に来てもらうことが大事でございまして、そのためにはまず、海外での研究の現場におります第一線の若手の優秀な研究者に、日本がこういう制度をつくって日本にチャンスがあるということを知らせて、それが第一でございまして、したがって、それそれぞれの国の担当の窓口になるような機関を通じてそういう周知徹底をお願いをする、それから我が方の受け入れをしている研究機関あるいはその研究者もいろいろ国際交流しておりますので、そういうところのさまざまなルートを通じて広報活動をや、本当に優秀な研究者に実情を知ってもらおうというのを展開しております。

それからもう一つは、そうやって優秀な研究者が日本に興味を示したときに本当にそれが受け入れられるように審査されなければなりません、この制度では基本的に、日本に來たいという研究者と日本側の受け入れ研究機関との間で事前に接触をして、本当にその研究者が望んでいるような研究が受け入れ研究機関において適切にできるかどうか、またそれだけの能力のある人間かどうかというところを研究所の目で判断することになっております。したがって、そういうチェック機構が働いておりますので、優秀な研究者が入ってくるということもございまして。

さらに、そうはいっても、研究者といっても研究だけではありません。日常生活で不便をかけてはいけません。したがって、そういう研究者の生活面、日本に滞在をして本当に満足して帰っていただくことができるようにさまざまな生活支援をしていく必要があるわけでございまして、今回の事業団法の改正もそういう面で貢献をさせていただきます。このようにございまして。

なお、第一期百名の実態に米日をした研究者を見てまいりますと、研究の分野として遺伝子工学であるとかエレクトロニクスであるとかいうような先端分野の研究者が多数来日をしておりますし、それから出身母体を見ましても、例えばアメリカの場合にはスタンフォードとかコーネル大学というような一流大学、ドイツのマックス・プランク研究所など、そういう国を代表する研究所から多数の研究者が来ておまして、第一回としては順調な滑り出しを見せているのではないかなというふうに考えております。なお、今後ともこういう傾向が続き、さらに立派な運用が行われますように、私も広報活動を強化するとともに、制度の拡充強化に今後とも努力をしてみたいというふうに考えております。

○村井委員 学者の世界というのは、私もちょっとヨシの健からのぞいた程度の経験でございますけれども、プロの間では非常にすばらしい横のつながりがありまして、どこの国のだれはどのようなすばらしい勉強をしているんだというようなことを手にとるようなにわかっている面がございます。て、ひとつぜひ、そういうすばらしい人を引っ張り込むために日本の研究者の意見というのの大きい尊重してやっていただきたいと思うわけでございます。

それから今緒方局長からもお触れがございましたが、受け入れた外国研究者には日本語が不自由であるとかあるいは生活習慣の相違であるとか、こういうような問題がございます。あるいは宿舎の手当てでございますとか語学研修などの生活支援事業というのは大変きめの細かい、血の通った柔軟性に富んだものにしていく必要があるわけでございます。この新技術開発事業団が新技術事業団になりますと、いろいろそういう活動もしていくわけでございますが、あわせて民間の活力もうまく利用していく、こういう配慮が要るのじゃないかと思うのですが、そのあたりちょっと御見解を聞かせていただければませんか。

○緒方政府委員 科技厅フェローシップ制度を円

滑に運用し、来た人たちに本当に満足していただくためには、制度の手続、運用を円滑にするだけではないで、宿舎のお世話であるとか言葉の研修等きめ細かいことをやる必要があるわけでございます。そういうことで、フェローシップ制度そのものは国自体が行っている事業でございますが、そういう支援的な業務を円滑に行うために、この事業団にその役割を果たしていただくわけでございますが、それが今回の改正の基本でありますけれども、改組されました新技術事業団がここで期待をしております生活支援事業を実施する際に、今、先生が御指摘になりましたように、非常にきめ細かい柔軟な対応をしていくことが不可欠でございます。こういう場合に、必要に応じてさまざまな事業団の外部の能力、民間の能力も活用しながら実際の生活支援がより効果的になるような、そういうような努力をしていくことが必要になるのではないかと考えております。

○村井委員 国立の試験研究機関に比べて民間の研究の場合、研究こそ企業の生きる道、こういうような観点から相当立派な投資をしているというような面があるわけでございまして、そういうあたりも大いに活用していただければありがたいと思います。

意見として少し申し上げておきたいのですが、日本の研究機関では研究者に対して研究補助者の数というのが非常に足りないわけでございまして、そのサービスも大変限られている、こういうところがございまして、これは案外日本では気づかれていない点なんではないかと考えております。それに対して諸外国では研究者に対して大変至れり尽くせりの支援体制というのがとられております。こういう実態がございまして、

例えば、日本では研究者のジュニアの方と申しますか、そういう方が試験管を洗ったり、いろいろ雑用をしようなんというのは当たり前のことになっていくわけでございまして、それから、論文をタイプする、これは補助者などは日本の場合全然雇われておりませんから、研究者が自分でタイプ

をして学術論文を用意する、これも当たり前なことになっていく。ところがアメリカの研究所へ参りますと、研究者が試験管を洗うなんていうこと、これはまず考えられない。それから、ましてタイプをたたくなんて、こんなこともまずあり得ない。こんなような研究を支援する体制の違いというのは、恐らく日本が欧米に比べて大変平等な社会になっているというようにございまして、そのほかさまざまな要因が絡んでいると思うのでございまして、その欧米の研究環境になじんでいる人の目からしますと、せっかく日本に受け入れてもらったけれども十分な処遇を受けることができなかった、こういうような不満を持っているというふうな危険が私はあるのではないかと考えております。

研究者に提供される宿舎ですとかあるいは同伴される家族がどのように待遇されるかとか、考えれば非常に多くの問題があるわけでございまして、直接研究にかかわる問題に限っても、今述べましたような容易ならぬ課題があるわけでございまして、いやでも応でも我々これに直面しなければならぬわけでございまして、事は文明の問題にも帰着することでございます。これは文明の問題に完全に回避するというのは私は困難なのではないかと申すわけでございまして、日本の研究の習慣ですとかシステムですとか、こういうものにつきましても受け入れ研究者にもよく周知しておいていただくことが大切ではないかと思うわけでございまして、

以上は意見でございますけれども、最後に大臣に、今後の科学技術分野における国際協力への取り組みに関しまして御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○宮崎國務大臣 ただいま御議論いただきましたように、科学技術の研究交流というのは非常に難しい問題がありますし、また我が国としても最近取り組んだわけでございまして、息の長い研究もしなければなりませんし、今、委員のおっしゃ

いましたようないろんな考慮しなければならぬ問題点がたくさんあるように思います。しかしながら、何といつても大局的に見て日本が経済的に国際社会において大きな役割を果たさなければならぬのと並行いたしまして、科学技術の面でも日本の成果も情報として世界の科学技術の振興に役立つような努力をしなければならぬ、今後ますます私どものそういう面々の努力が必要かと思っております。

そういったような観点のもとで、六十一年度には研究交流促進法を制定をさせていただきます。外国との交流を含めた研究交流に対する法制的な隘路を改善をしていただきます。今、各国との間にいろんな科学技術の協力協定ができて上がっております。そういうことで、これから一層そういった面の拡充に努めてまいりたい。そういう意味からきょうの提案の法律案を提出をいたしましたわけでございまして、私の考え方としては、今回の法改正というのは、やはり科学技術の面における第一歩と申しますか、これからひとつやろう、そういうような気持ちでございます。

やはり科学技術の先進国になりつつある日本でございますから、先ほど何か先進国だけじゃなくて云々というような御希望がございました。そのとおりでございますが、今後だんだんと発展途上国の関係にも広がっていかねばならないのだらう。今、先進国の間で非常にアンバランスだということになっておりますので、まずその問題を解決して、それからやはり世界人類の幸福のために、一生懸命科学技術の分野で世界的な貢献を果たしてまいりたい、かように考えております。どうぞこれからも御協力、そしてまたいろんな御支援を賜りますようお願いを申し上げます。私の答弁にいたします。

○村井委員 ありがとうございます。終わります。

○中川委員長 野坂浩賢君。

○野坂委員 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案についての質疑をまず行いたいと思うの

です。

いただきました資料の中から重点的にお話を聞いて態度を決めたいと思うのでありますが、我が国の科学技術面におきましては十分な国際貢献を行っていないという海外諸国からの批判が多くあるということも聞いてはおりますけれども、具体的にどのような批判、そしてどのような国から一番厳しい批判があるのか、まず伺っておきたいと思ひます。

○緒方政府委員 お答えいたします。

我が国と外国との間の研究者の交流につきましては、先ほども御答弁で申し上げましたが、いろいろな統計がございますが、日本から外国に行っている研究者の数の間では約七倍程度の格差があるわけでございます。諸外国からこれについて、日本としてもっと大幅にそれだけの国の研究者を受け入れてほしいという要望が折に触れて出てきています。わけてございまして、先進国からはそういう交流促進の要望があり、また途上国からは科学技術先進国たる日本に対する大きな期待というものがございます。いろいろ寄せられているということでございます。

今回私も推進をしようとしておりますフェローシップ制度あるいはそれを支えていくこの事業団法の改正というものは、そういう国々からの御要望にこたえて、日本に外国の研究者を大幅にかつ円滑に受け入れをして国際貢献を果たしていく、こういうことのためにお願いをしているものでございます。

○野坂委員 今、局長のお話では研究者の数の問題を述べたわけですが、確かに七対一という状況であるということは承知をしておりますが、科学技術面で、国際交流とは別に、積極的に情報その他を海外に流して貢献度はあるではないかというふうにも感じておりました。技術研究員の交流はよくわかるわけでありまして、科学技術そのものについての情報提供なり世界全体のものとして日本は位置づけて

はおらぬのか。日本側はこの批判に対してどう考えておられるのか、もう一度伺いたいと思ひます。

○緒方政府委員 科学技術を何によって見るかという点で、先ほど研究者の数が申し上げたわけでありまして、別の見方として、研究開発の成果のやりとりである技術貿易という観点からとらえることも可能ではないかと思ひます。技術貿易という観点から見ると、日本の技術を海外に提供しその受け取る対価として支払う金額との間にはやはり大きな格差がありまして、日本が外国から受けている、導入しているものの方が多いというのが過去の趨勢でございました。これも一つのあらわれでございます。

それから情報というお言葉がございましたが、科学技術情報について私どもは私どもなりに大変努力をしているつもりでございます。また、いわゆる学会、専門家同士の横の連絡というのは大変国際的なものでございまして、研究発表というようにものは国際的な場で行われておりまして、何も日本が非常に閉鎖的に行っているわけではございませんけれども、一つは日本語という言葉の問題もあり、これは日本側の努力というよりは外国にもっと努力をお願いしなければならぬ点もあるわけでありまして、現に障害として存在をしておるといふのは否定できないかと思ひます。私どもとしては、日本の科学技術情報についてこれを日本語で提供するのとはもとより、外国語、特に英語に訳して提供するということも事業もJICSを中心にしていろいろな努力をしておるところでございます。申しましても、まだまだ日本の国力の割にしてお答えするにちょっと気が引けるような状況になっておるわけでございます。

○野坂委員 海外諸国からの批判は当然である、したがって今回は法律を改正してその批判にこたえるというふうにお答えいただいたと思うのであります。そこで、長官に伺いたいわけですが、今

も提案理由の説明もございましたし、所信表明演説の中で、第二に、創造的・基礎的研究の充実強化を図るということも明言されておりますね。いわゆる基礎的研究というのはよくわかりませんが、創造的研究というのは予算案に示されておる三つの課題というところだけですか。それとも創造的研究というのはいかなることなのか、所信のほどを承りたいと思ひます。

○緒方政府委員 創造的な研究開発を促進していくというのは私ども科学技術庁の基本的な施策になっておるわけでございますが、具体的な対策としてヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの実施であるとか国際フロンティア研究システムの実施あるいは創造科学技術推進制度の拡充、それに加えて、科学技術振興調整費の中で実施をしております省際基礎研究あるいは重点基礎研究の拡充というようにものが具体的な施策として予算の中に盛り込まれておるわけでございまして、また平成元年年度の新しい予算といたしましては、若手研究者の研究環境が十分ではないという内外からの御批判にこたえて理化学研究所の中に独創性に富む若手研究者を中心とした主体的に研究ができるような場を設けるということで基礎科学特別研究員制度というものを創設いたしました。創造的・基礎的な研究を推進する一助にしたい、こういうことで努力をしておるところでございます。

○宮崎国務大臣 今、局長から具体的な話を申し上げましたが、なかなか創造的な研究というのは難しいと私は考えております。その人、研究者自身の資質の問題、それからいま一つは環境を整備する、そして余裕を与えていかなければならぬと申し、そういう面から今いろいろな具体的な施策を用意しております。今までは理化学研究所とこの代表的なところでございまして、一応そこに、今、局長から申し上げましたような力を注いでいこう。本日に委員のおっしゃるような、創造的なというのは言うはやすくして非常に難し

い問題、こういうふうと考えておりますが、一生懸命努力をいたしたいと考えております。

○野坂委員 今度の法律改正の中で、いわゆるテーマを決める、研究課題を決める、こういうことになっておるわけですが、この予算書で見れば、位相情報、原子制御表面、ゲノム動態、こういう三つの課題ということになっておるわけですね。大体百三十人に来ていただくということになっておるわけですか。この中身はよくわかりませんけれども、大体新しい課題というのは三つのことだけお聞きしておきたい。

○緒方政府委員 大変恐縮でございますが、ただいま先生御指摘になりました三つの研究課題というものは、現在の新技術開発事業団が従来からやっております創造科学技術推進制度の中で平成元年度から新たに取上げたいテーマでございまして、いわば従来からの継続事業の一環でございまして、今回の法律改正によってこれを実施するというものではございません。実施機関は御指摘のように新技術開発事業団が取り組むものでござい

この法律改正によりまして改組をされた新技術事業団が実施をいたします研究、基礎的な研究というものは、国際共同研究ということで予算は計上してございますが、どこの国と共同でどんなテーマでやるかというところは、これから問題でございます。現在はまだ決まっております。

○野坂委員 この法案の三十条の二「事業団は、基礎的研究を行うときは、その対象となる主題を定め、当該主題ごとに、その実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用する、ことなっております。これは括弧内で外国の取り扱いが書いてありますけれども、いわゆる「当該主題ごとに」ということになれば、この法案を早く上げてくれと言って局長初め官房長は一生懸命おいでになりまして、その主題をもうやらなければ間に合わない、もうテーマを決めなければ、大

が何かテーマを設定して、そのテーマに合う人を百三十人見つけてくるというのではなくて、優秀な研究者が自分のテーマで来てくださいというこ

で外国の国の中でこの制度が周知徹底するのに若干時間がかかりまして、応募がしり上がりにふえてくるというような状況でございましたので、実

で国の間の科学技術協力協定等を締結してございまして、平等互恵という原則のもとで日本の対外的な約束などに配慮しつつ協力を進めていくとい

うことで現にやっているわけですが、この基本姿勢のもとでこれまでも研究交流を進めております。これからもやっていきたいと思っております。

今回のフェローシップ、今申し上げた二十三名の国名の中で東ヨーロッパの国からは東ドイツ、ブルガリア、チェコスロバキア、ポーランドから各一名ずつ、それから中国からは九名の研究者の受け入れが決まりました。今後、たゞいま申し上げましたような考え方のもとに、全世界的な視野で制度を運用してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 海外からおいでになる研究員の皆さんは、大体研究期間というのは一年ないし二年というふうになっておりますが、そうかということとが一点、創造的研究をされるのに一年や二年でできるものかというふうな素人的な考え方があります。そんなものでいいのか、継続できるものなのか、一応区切るのか、その点は一体どうなのか。

それから、研究の成果がなければならぬと思うのですが、研究をした果実です。その果実というのか、知的所有権はどうか、知的所有権といいますが、知的所有権はどこに帰属するのか。その事業団に帰属するのかどうか、あるいは外国に帰属するのか、その果実を、研究成果を出身国で具体的に企業化をし、実用化をするということは許されるのかどうか、それらの点を含めてお答えをいただきたい。

○緒方政府委員 三点御質問でございますが、最初の研究期間につきましては、この制度は六カ月から二年までの間ということで研究者の希望により長さを設定することになっております。

第二番目の点、創造的な研究をするのに二年で足りるかという御指摘でございますが、これはフェローシップで、初めて日本で研究を始めるわけではなくて、それぞれの国であるところまで研究をしてもらった人がさらに研究を進めるために日本に来るというような来方が多いのだらうと思いま

すので、ある程度の成果は上がるものと思っておりますが、制度としては一応二年で区切りをつけることになっております。もちろん、例えば研究交流促進法でやっておりますように、日本の研究機関の職員として採用されたいかという別な道がまた開かれるケースが具体的にあらうかと思えますけれども、制度的にこのフェローシップ制度というのは二年で回転をするということになっております。

三番目の御指摘の研究をした成果、知的所有権の帰属はどうなるのかということですが、このフェローシップ制度では、知的所有権の扱いにつきましては個別の協力活動ごとに当事者双方で合意をして決めるということになっておりますが、新技術事業団というの知的所有権を主張する立場には立たないわけでありまして、これは日本側の受け入れ機関が外国の研究者を受け入れることについて共通横断的にお世話をするということでありますので、事業団が当事者になるわけではございません。支援をする立場というふうに御理解をいただきたいと思っております。

問題は、受け入れをする日本の研究機関と実際に参ります外国人の間でどういう権利関係が生ずるかということでございますが、基本は、この受け入れをする研究機関と来る人間との間の個別の取り決めによって処理をするというのが、このフェローシップ全体の建前になっております。

それでは現状はどうなっているかということでございますが、私も把握している限り、それぞれの研究所で、受け入れ研究機関でそれぞれの規程でやっているわけでございますが、ほとんどのケースがいわゆる職務発明に準じて知的所有権の帰属を扱うということにしているようでございます。つまり、その研究機関で働いておりまして一般の日本人研究者が研究所で、例えば発明をして何か特許を取ったという場合と同じように処理をするという扱いになっておるようでございます。

○野坂委員 そうすると、この事業団はお世話をす、研究機関に入って研究をした場合、その果

実はその研究機関に帰属するということになるわけですね。その点をもう一度。

○緒方政府委員 ただいま申し上げました職務発明規程によるという場合は、御指摘のように研究者が研究をした結果、特許等の財産権を取得した場合、それは研究所に帰属をする、国の研究機関であれば国の特許に帰属することでございます。別途、発明をした、貢献をした人間に対しては、例えばその特許が使用されて対価が国に入ってきた場合に、一定の補償金のようなものが支払われるというような仕組みになってございます。

○野坂委員 私、この間家州に行きましたけれども、おっしゃる通りに、今ごろはそれが実用化をされれば発明者に三割の報酬を出す、こういうことを言っております。外国の方がこちらに来て環境整備されたところで研究をする、自分でやったものを、果実を我が祖国に帰して帰ってそこで実用化をするというのか、向こうの国も期待をしておるのではなからうかと思うのですが、そういう点はやはり研究機関に帰属をして、パテント等を取った場合には向こうでは出さないということになるわけですか。

○緒方政府委員 特許権等の帰属がどこになるかという点と、それが使えるかということとは、ちよつと別の問題になります。

今申し上げましたように、職務発明として処理いたしますと、特許の所有権は受け入れた研究機関のもの、国の研究機関の場合には日本国の固有の特許になります。したがって、これを利用してようとする人は、日本国民であらうと外国人であらうと、それはその特許の管理という点で一定の手続のもとに認めておりますが、対価をちょうだいするということになってございます。したがって、対価を払っていただきますと、それは研究者が母国でお使いいただくということはもちろん可能になるわけでございます。

○野坂委員 わかりました。初年度百名、平成元年度は百三十名、しかし、

海外諸国から批判の強い科学技術の問題について、さらに厳格なという考え方があるだらうと思えます。一年ないし二年で交流していくわけですから、一世紀のことをいろいろ皆御審議でございますから、長官でも結構ですけれども、百名、百三十名ですけれども、上限としてはどのぐらいを考えた、いわゆる五分と五分といいますが七対一を七対七にでもするという考え方ですか。それとも、上限というのは大体百五十名か二百名までというふうに、将来はどういうふうに考えておられるのか、お伺いをしたい。

○宮崎國務大臣 今フェローシップの問題は二年目でございまして、百三十名でございますが、私の個人的な考え方を申し上げますと、やはり世界に貢献しなければならぬ、そしてまた、科学技術というのは人類共通の財産だ、こういう立場に立ちますと、少なくとも今いろいろ批判のありますようなアンパラと申しますか七対一というものを解消したい、せめて、今、委員のお話のように五、五の比率くらいまでは持つていきたいと考えておりますが、予算の問題、いろいろな問題、研究機関の問題もありましようし、そういったことで一生懸命努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○野坂委員 できるだけ同じ比率まで持つていきたい、国際協力をしたいというお話はよくわかりました。

今度審議会は新たなテーマが入ったわけですから、十五名か二十名ということになりますね。法案で決まるわけですね。それで、あなたはまた科学技術庁長官に居座ることになるかと思うのですけれども、余りリクルートと関係がありませんから、留任という可能性も強いと思うのですが、この審議会の委員ですね、民主的に、世界各国から出すわけですから、そういう意味で、自民党なり社会党なり公明党なり民社党なりあるいは共産党なり、審議会の委員に各党が推薦をする人を一人ぐらいずつ入れたらどうかというふうに思うの

ですが、留任をする長官としてはどうお考えでしょうか。

○審方政府委員 やや事務的に御説明をさせていただきますが、御指摘の審議会、開発審議会でございますが、これは理事長の諮問機関として法律上認められているものでございます。現在十五名の学識経験者から成っております。現在やっておりますことは、新技術の開発に関する基本方針、これは新技術開発事業団が現在委託開発で実施をしている事業の基本方針でございます。二番目に、先ほど御説明をした創造科学技術推進制度に関する基本方針、こういうものについて御審議をいただいております。今、外国の研究者の受け入れあるいはその支援のための宿舎の設置・運営、国際研究交流推進のための情報提供、共同研究というようなことで国際研究交流促進事業が新たに加わりますので、これらの関係もあわせて御審議をいただくべく、国際関係一般に關して造詣の深い学識経験者の方を加えて、審議会の名称も新技術審議会という名前に変えるというところで法律改正をお願いしているわけでございます。

手続的に、委員は、内閣総理大臣の認可を得て事業団の理事長が任命するといふ扱いのものでございます。法律上は「委員は、科学技術に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」と書いてございます。そういうことでございますので、学識経験のある人の間から、各界の御意見を伺いながら、バランスのとれた形で理事長が任命をするということ御理解をいただきたいと存じます。

○野坂委員 この質問はこれで終わろうと思っておりますけれども、各政党も科学技術には非常な関心を持って、宇宙開発の時代にまでこれから入るわけですから、みんなそれぞれよく知っておる皆さん、科学技術に堪能な皆さん、才能のある皆さんを推薦をしますので、留任をされましたら、宮崎茂一長官はそれらの意向を十分に体して、官房長官のように直接にすぐ判を押すというわけにもならないで、留任をする長官としてはどうお考えでしょうか。

○審方政府委員 やや事務的に御説明をさせていただきますが、御指摘の審議会、開発審議会でございますが、これは理事長の諮問機関として法律上認められているものでございます。現在十五名の学識経験者から成っております。現在やっておりますことは、新技術の開発に関する基本方針、これは新技術開発事業団が現在委託開発で実施をしている事業の基本方針でございます。二番目に、先ほど御説明をした創造科学技術推進制度に関する基本方針、こういうものについて御審議をいただいております。今、外国の研究者の受け入れあるいはその支援のための宿舎の設置・運営、国際研究交流推進のための情報提供、共同研究というようなことで国際研究交流促進事業が新たに加わりますので、これらの関係もあわせて御審議をいただくべく、国際関係一般に關して造詣の深い学識経験者の方を加えて、審議会の名称も新技術審議会という名前に変えるというところで法律改正をお願いしているわけでございます。

手続的に、委員は、内閣総理大臣の認可を得て事業団の理事長が任命するといふ扱いのものでございます。法律上は「委員は、科学技術に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」と書いてございます。そういうことでございますので、学識経験のある人の間から、各界の御意見を伺いながら、バランスのとれた形で理事長が任命をするということ御理解をいただきたいと存じます。

○野坂委員 この質問はこれで終わろうと思っておりますけれども、各政党も科学技術には非常な関心を持って、宇宙開発の時代にまでこれから入るわけですから、みんなそれぞれよく知っておる皆さん、科学技術に堪能な皆さん、才能のある皆さんを推薦をしますので、留任をされましたら、宮崎茂一長官はそれらの意向を十分に体して、官房長官のように直接にすぐ判を押すというわけにもならないで、留任をする長官としてはどうお考えでしょうか。

○審方政府委員 やや事務的に御説明をさせていただきますが、御指摘の審議会、開発審議会でございますが、これは理事長の諮問機関として法律上認められているものでございます。現在十五名の学識経験者から成っております。現在やっておりますことは、新技術の開発に関する基本方針、これは新技術開発事業団が現在委託開発で実施をしている事業の基本方針でございます。二番目に、先ほど御説明をした創造科学技術推進制度に関する基本方針、こういうものについて御審議をいただいております。今、外国の研究者の受け入れあるいはその支援のための宿舎の設置・運営、国際研究交流推進のための情報提供、共同研究というようなことで国際研究交流促進事業が新たに加わりますので、これらの関係もあわせて御審議をいただくべく、国際関係一般に關して造詣の深い学識経験者の方を加えて、審議会の名称も新技術審議会という名前に変えるというところで法律改正をお願いしているわけでございます。

手続的に、委員は、内閣総理大臣の認可を得て事業団の理事長が任命するといふ扱いのものでございます。法律上は「委員は、科学技術に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」と書いてございます。そういうことでございますので、学識経験のある人の間から、各界の御意見を伺いながら、バランスのとれた形で理事長が任命をするということ御理解をいただきたいと存じます。

○野坂委員 この質問はこれで終わろうと思っておりますけれども、各政党も科学技術には非常な関心を持って、宇宙開発の時代にまでこれから入るわけですから、みんなそれぞれよく知っておる皆さん、科学技術に堪能な皆さん、才能のある皆さんを推薦をしますので、留任をされましたら、宮崎茂一長官はそれらの意向を十分に体して、官房長官のように直接にすぐ判を押すというわけにもならないで、留任をする長官としてはどうお考えでしょうか。

らぬでしょうから、十分それらは考えて、広く人材を求めるといふことが必要であらうと思っております。その点については十分御配慮をいただきたいと思っておりますが、これは最後の質問でございますので御答弁を大臣からお願いして終わりたいと思っております。

○宮崎國務大臣 今、局長が手続をお話いたしましたように、事業団の理事長が内閣総理大臣に申請して決める、こういうことだそうでございます。

今、野坂委員のお話のように、広く有識者の、科学技術に關心を持った方々の御意見を聞いて決めるわけですから、国会の科学技術委員会の方もそういった見識の方ばかりでございます。きょうのこの国会の問答は必ずや野坂委員の発言として議事録に残るわけでございますから、十分に尊重されるだろう、こういうふうにお考えでおる次第でございます。

○野坂委員 ありがとうございます。次に、一九六五年の十二月五日に水爆が沖縄沖に投入をしたという問題についてお聞きをしたいと思っております。

政府も御承知のとおり、一九六五年の十二月五日午後二時五十分、米海軍のA4型スカイホーク攻撃機が空母タイコンデロガの昇降機から滑り落ちて、腹へ抱えておったB43型の水爆もろとも深さ四千八百メートルの海中に沈んだ、こういう点についてであります。

これは午後二時五十分、海中に落ちて、十七時四十五分まで捜索をしたけれども、その時点で打ち切られた、そして二日後の十二月七日に横須賀に入港した、これが当時の状況ではなからうかと思っておりますが、外務省の方のおいでになりましたら、その点は間違いないのか、このとおりかといふことをお聞きしたいと思っております。

○重家説明員 お答えいたします。先生先ほど申し上げられました時間的な経緯、そのときにどういう状況であったのかということに關しましては、米軍の運用ということでもあり

ますし、私どもとして承知しておらないところでございます。

それから、横須賀に入ったという点でございますが、この点につきましては現在のところ確認されていない、委員会等でも御答弁申し上げておりますが、現在米側に照会をしておるところでございます。

○野坂委員 外務省の北米局から「事故の概要」といふのはもらっておりますけれども、前段の、あなたが否定をした横須賀入港についてははっきりしない、捜索を打ち切った時間は三時間以上か以内かはよくわからない、しかし落ちたことは、十二月五日に今言ったタイコンデロガの昇降機から滑り落ちたというのには報告書に書いてあるわけですね。そのことだけは認めるわけですね、落ちたということとは。

○重家説明員 本件事故が一九六五年に起こったという報道に私も接しまして、直ちに非常に重大なことであるといふことで対米照会を行ったわけでありました。五月十日でありましたが、米側から、先生のお手元にお渡ししてございますような「事故の概要」といふものを受け取ったわけでありました。すなわち、一九六五年十二月五日に、一個の核兵器を搭載した海軍のA4という飛行機が米空母タイコンデロガから核兵器、パイロットとともに公海に直ちに沈んだ、回収はされなかったという概要を受けておるわけでございます。したがいまして、先生の申し上げられました概要については政府として米側から説明を受けておるところでございます。

○野坂委員 外務省は一九八九年の五月十日に報告を受けたといふこととありますが、一九八一年にも受けておりませんか。

○重家説明員 一九八一年に、アメリカの国防省、それからエネルギー省でございますが、これが一九五〇年から一九八〇年までの間の関連の事故につきまして報告書を出しております。これは幾つかの事故が掲載されておるわけでございますが、その中の一つに今回の事故に対する言及がござ

います。非常に一般的な短いものでございまして、先生御承知かと思いますが、八一年の報告書におきましては、いわゆる太平洋の海上でこういう事故が起きた、具体的な水域等については言及がないわけでございます。また、その場所につきましても陸地から五百海里以上のところであった、こういう記述があるわけでございますが、この陸地かといふことも言及がなかったということでございます。そういう意味で、そういうものとして、八一年には私どもこの報告書を手入れしておりましたので、承知しておったわけでございます。

○野坂委員 沈下地点というのは正確にはどういうぐあい、状況ですか。どこに落ちたのですか、本当は。水没地点ですね、明確にしてもらいた

○重家説明員 アメリカ側の説明によりまして、私どもは、この事故は北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒の位置で生じたといふふうに承知しております。

○野坂委員 水没の地点は今言われた北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒、奄美大島の東側、沖縄本島からは大体三百キロ、奄美大島からは百十キロ地点、約八十海里先だ、こういうふうに確認してよろしいですか。

○重家説明員 その位置につきまして、米側からは「沖縄の北東約二百海里、琉球諸島の直近の陸地の東方約八十海里の公海上であった。」といふふうに聞いております。

○野坂委員 それでは大体私が言ったとおりですね。そうすると八十海里、二百海里という地点と一九八一年の報告で得た五百海里というのは随分違っていますね。五百海里といえ、ざっと一千キロメートル弱ですね。百十キロと約一千キロといふと、相当の懸隔があるわけですね。あなた方はこういう情報に接して、アメリカが間違った報告をしてきた、こういうことが既定の事実としては言われるわけですね。その点、確認してください。

○重家説明員 先生御承知かと思いますが、八一年の報告書におきましては、いわゆる太平洋の海上でこういう事故が起きた、具体的な水域等については言及がないわけでございます。また、その場所につきましても陸地から五百海里以上のところであった、こういう記述があるわけでございますが、この陸地かといふことも言及がなかったということでございます。そういう意味で、そういうものとして、八一年には私どもこの報告書を手入れしておりましたので、承知しておったわけでございます。

○野坂委員 沈下地点というのは正確にはどういうぐあい、状況ですか。どこに落ちたのですか、本当は。水没地点ですね、明確にしてもらいた

○重家説明員 アメリカ側の説明によりまして、私どもは、この事故は北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒の位置で生じたといふふうに承知しております。

○野坂委員 水没の地点は今言われた北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒、奄美大島の東側、沖縄本島からは大体三百キロ、奄美大島からは百十キロ地点、約八十海里先だ、こういうふうに確認してよろしいですか。

○重家説明員 その位置につきまして、米側からは「沖縄の北東約二百海里、琉球諸島の直近の陸地の東方約八十海里の公海上であった。」といふふうに聞いております。

○野坂委員 それでは大体私が言ったとおりですね。そうすると八十海里、二百海里という地点と一九八一年の報告で得た五百海里というのは随分違っていますね。五百海里といえ、ざっと一千キロメートル弱ですね。百十キロと約一千キロといふと、相当の懸隔があるわけですね。あなた方はこういう情報に接して、アメリカが間違った報告をしてきた、こういうことが既定の事実としては言われるわけですね。その点、確認してください。

○重家説明員 先生御承知かと思いますが、八一年の報告書におきましては、いわゆる太平洋の海上でこういう事故が起きた、具体的な水域等については言及がないわけでございます。また、その場所につきましても陸地から五百海里以上のところであった、こういう記述があるわけでございますが、この陸地かといふことも言及がなかったということでございます。そういう意味で、そういうものとして、八一年には私どもこの報告書を手入れしておりましたので、承知しておったわけでございます。

○野坂委員 沈下地点というのは正確にはどういうぐあい、状況ですか。どこに落ちたのですか、本当は。水没地点ですね、明確にしてもらいた

○重家説明員 アメリカ側の説明によりまして、私どもは、この事故は北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒の位置で生じたといふふうに承知しております。

○野坂委員 水没の地点は今言われた北緯二十七度三十五分二秒、東経百三十一度十九分三秒、奄美大島の東側、沖縄本島からは大体三百キロ、奄美大島からは百十キロ地点、約八十海里先だ、こういうふうに確認してよろしいですか。

○重家説明員 その位置につきまして、米側からは「沖縄の北東約二百海里、琉球諸島の直近の陸地の東方約八十海里の公海上であった。」といふふうに聞いております。

○重家説明員 この点につきましては、五月十日の我が方に対する説明、それから五月九日にアメリカの国防省の報道官が対外的な発表を行っております。その中で述べておられるわけでございますが、一九八一年、大陸から五百海里以上のところであつたという記述に關しましては、この数字はアジア大陸を起点とすれば正しいが、先ほど申しましたようにその位置は沖縄の北東云々であつた、こういうふうに言つておりました、起点がアジア大陸ということであればそうであるが、沖縄ということであればもっと近い二百海里のところであるという説明をしておるところでございます。

○野坂委員 アジア大陸からは五百海里で、正確なものだ。しかし、我が国にとつては非常に重大な問題ですね。外務大臣も参議院の予算委員会で、極めて重大に受けとめておる、アメリカに照会して判断をしたい、こういうことを述べておられます。その場合に、外務省としてはなぜ等閑視をするというか、放てきをしておつたのか、なぜ具体的にもっと詳細に聞かなかつたのか。我が国は国民全体には核アレルギーというものがあつた、だから非常に慎重に対応すべきだと思つた、それが、八年も前に知つておつて知らんぷりをしておつた、こういうことではなかなか我々は納得と理解ができにくい。何にもしなかつたのかどうなのか、その点。

○重家説明員 この点に關しましては先ほど申し上げさせていたしましたが、八一年の時点ではそういう記述でございました。それでかつ、その他の事故等も非常に一般的な形で書いてあつたわけでございます。したがって、私どもとしては、その時点で本件が日本に近いところでの起きたのではないかという疑念は持たなかつたわけでありまして、したがって何らの措置をとらなかつたというところでございますが、大臣が述べられましたように、私どもとしても注意を払つて見ておくべきものであつたかと存じております。しかしながら、今回報道に出まして極めて重大なこと

であるということ、私どもは直ちに事実關係の照会を行つて今日に至つておるところでございます。

○野坂委員 抜かつておつたということですね。極めて重大な手抜きがあつたということをお認めになつたというふうに確認しておきます。

この事故に巻き込まれた核装置ですね、あなたのところから五月十五日にもらつておりますが、この水素爆弾は「極めて深い海底において構造的に完全な状態のままであるように設計されていなかった。従つて、一万六千フィートの、約四千八百メートルで、海底に至る前に、構造的な破損が起り、核物質は海水にさらされた。又、高性能爆薬の成分も同様に、海水腐食効果にさらされた。このような作用は、核爆発或いは高性能爆薬の爆発が、現在の環境下においても、また、将来の環境下においても、決して起りうるものではない」と思つて書いて、報告をされました。これは構造的に破損が起るようになってゐる。完璧にそのまま海底に沈んでおつたということではない。どの地点で、海上から何メートルぐらゐのところで破損をされて中のプルトニウムあるいはウランが出たのかということについて、お伺いしたい。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕
○重家説明員 その点に關しましては、五月十五日に對外的な発表をさせていただきましたが、安全性に關する米側の説明の中に書いてあるわけでございます。私どももいたしまして、この説明に書いてある以上のことは承知しておらないわけでございます。したがって、そこに書いてございまして、一万六千フィートの海底に至る前に構造的な破損、英語ではストラクチャルフェーリア、こういうことになっておりますが、そういうことが起きました。それから高性能爆薬、これは通常の爆薬であつたと思つて、その成分も腐食効果にさらされた。したがって、現在の環境下あるいは将来においても決してそういう爆発は起るものではないということをアメリカ側から説明があつたということでございます。

○野坂委員 アメリカから説明があつた、その内容は、何百メートルぐらゐのところで破壊されて、中の物が、書いてあるように「核物質は比較的短時間で溶解することが判明している」ということがあつた。だからどの程度で落ちたのか。例えば、我々が軍人のころには、爆弾を落とすときには海面に一番鋭い、激しくぶつかる、その辺でやるわけですね。これは落ちて、まあパイロットの足が短かつたから落ちたのだとかいろいろ言われておりますけれども、するするつとゆっくり落ちていく。落ちるときには海面にはぶつかる。その辺で破壊をされたのかどうかということとを——いわゆる海産物に影響がある、具体的に言へば、そういうような魚介類にも影響があるというふうなことが考えられるから、どの辺で破壊をされたのか、その点が聞きたい、こう言つておるわけですね。

○重家説明員 また米側の説明に準拠して恐縮でございますが、環境への影響につきましては、先ほど先生も申しておられましたように、核物質は比較的短時間で溶解する、それは、高い比重のゆゑに、溶解物は極めて早く海底に沈殿するのだ、したがって環境への影響はないというのがアメリカの説明であります。先ほど申し上げましたように、私どもとしてこれ以上の情報を得てゐるわけではございません。

したがって、本件につきましては、私どもとしては、アメリカは事故が起りました直後にそういう關係の調査を行つております。また、今般私どもが對米に照会いたしましたことを踏まえて、さらに部内で、国立研究所におきまして分析を行つておるわけでありまして、その結果を踏まえて、我が方にこういうふうな言つてきたわけでありまして、したがって、私どもとしては、それはそれとして非常に重みのあることであるというふうに考へておるわけでありまして、しかし他方、目下政府の部内におきまして、關係省庁と緊密な連絡をとらせていただながら、米側の説明につ

いて検討しておるという状況でございます。

○野坂委員 説明を聞いておる、それを報告した、国内でも検討する。しかし、私が一番疑問に思ふのは、八年前に五百海里だと言つて、極めていいかげんなことだ。今になつて、民間のグリーンピースとか研究団体とか、そういう皆さんが発表してから事実を認めて日本に通報する。随分と違つておるわけですね。やはり十分にその真相を解明しなければならぬわけですが、十日に説明を受けて情報に接して、そしてきょうはあれからもう二週間たつたわけですね。照会をされておるわけですね。まだ照会の回答が届かないのですか。そういうことを聞いても、日本の国民性は核アレルギー、原爆の被害国家だ、そういう意味から外務省も十分慎重に對應してもらわなければならぬと思ふのですけれども、それらの点については照会してありますか、また、回答はいつごろ来ますか。

○重家説明員 先ほど申し上げましたように、この報道がなされて、私どもは、非常に重大なことであるということでも直ちにアメリカに對しまして事実關係の照会を行つてきたところでありまして、それに対して、先ほどお話のございましたやうな説明あるいは追加説明というものを受けてきておるわけでございます。その他の点につきましては、なお米側に督促をしたところでありまして、そういうことを踏まえて、国民の不安を解消するべくちゃんとした対処をしていかなければならないというふうに考へております。

○野坂委員 なかなか納得しにくいのですが、この爆弾というのは長さが約三八メートル、直径は四十八センチ、重さは九百三十四キロ、大体広島島の原爆の五十倍、一メガトンの破壊力を持つておる、こういうふうな我々は聞いておりますが、そのとおりですね。

○重家説明員 国防省、アメリカの国防省でございまして、核兵器の詳細にわたる事項につきましては国家安全保障上の理由により公表しないこととしてゐるというふうに承知しております。した

が、いまして、今回問題となっており、事故に關連する核兵器の種類につきましても、米国防省の對外説明においても明らかにされてないといふことでございす。他方、私も、いたしましては、報道等いろいろ出ていることは、それはそれとして承知しておるところでございす。

○野坂委員 わかりました。

ブルトニウムというのは耳かき一杯で百万人の人を殺せるというふう言われておるわけですが、この水素爆弾の起爆剤というのは原爆です。ね。そのとおりですね。その核物質というのはブルトニウムですか、ウランウムですか、あるいはトリチウムですか、そういう中身についてはどうですか。我々は、ブルトニウムが出るということになれば、この科学技術委員会でも何回も議論しましたけれども、やはり重大な影響があると見なければならぬ。それらの点についてはどうですか。

○重家説明員 再び同じ御答弁で恐縮でございす。その点につきましても、アメリカは核兵器の内容にかかわることとして国家安全保障上の理由によって公表しておらないわけでございます。したがって、私も、いたしましては、いろいろな公開情報あるいは報道等言われていることを十分承知しておりますが、確実な情報は持っておりません。それらについてどうですか。

それから、蛇足になりますが、そういうことも含めまして、一九六五年、事故が起きた当時は、アメリカはアメリカの判断をいたしまして、内部の規則がございす。したがって、それによつて、公共の安全が危険にさらされるというような場合には、対外的に発表することになっておるわけでありまして、そういう内部の基準に照らしてアメリカは対処したというふうに承知しております。

○野坂委員 ソ連のチェルノブイリの事故が起きましたときに、そういう情報については早く通報するということが決まっておりますね。そういう精神でなければならぬわけですから、今そう

いう状況の中で、外務省にどういふ爆弾なのか、ブルトニウムかウランウムかと聞いてもわからぬ、どこで破壊されたのか、これもわからぬ、落ちたところだけがわかった、この程度しかわからぬのでは国民の不安は一層増大をして、不安感を持っていくことを我々は心配するわけですね。

水産庁はおいでですか。——あなたにお尋ねをしたいのは、今御案内のように、当該事故に巻き込まれた核装置は深い海底四千八百メートルの以前に破壊されておるわけですね。アメリカの報告がそうあるわけですね。そうすると、海産物といひますか水産物といひますか、魚その他に重大な影響があったのではないかと沖縄県の漁連の会長が新聞等で不安感を募らせておられます。そういうものを払拭をするという意味で、水産庁としてはどういう対処の仕方をしたのか。まあ学者等に聞きますと、魚がそういうことで汚染された、それを食う人間、だんだん薄くなってくるから人体に影響はないではなかろうかなという、かなという談話が新聞紙上では発表をされておりますけれども、水産庁の対応としてはどのような措置をとる、外務省との連絡をおとりになっておるのか、御説明をいただきたいと思つておるのです。

○菊池説明員 お答えいたします。水産庁は水産事故による対応についてでございますが、関係省庁と緊密な連絡をとりながら、さらに事実関係等につきまして情報の収集に努めているところでございす。今後とも、関係省庁と連絡を密にして適切な対応をとってまいりたいと考えております。

○野坂委員 ちょっとよくわからぬ、適切な対応をする。後でもう一度お尋ねをしますから勉強しておいてください。

外務省、タイコンデロガという航空母艦は一九六四年、佐世保に入港していますね。あるいは六六年にも入港していますね。これらの点について、五月十六日に沖縄を初め舞鶴、横須賀、呉という方々が外務省や政府に対して事実関係の確認

と非核三原則の遵守について申し入れをされたと思ひますが、それらについてはどのように対応されておりますか。また、きのうは沖縄県の県議会、自民党も含めて満場一致で抗議の決議がされておるといふことも御承知だと思ひますが、それに伴う調査の徹底を要求されておりますけれども、それらについての対応、考え方についてお伺いしたいと思います。

○重家説明員 本件事故に關しましては、いろいろな方々から私どもの方に大変な申し入れ、御叱責をいただいております。それにつきましましては私も、いたしましては、従来私どもがとってきた対応あるいはこれからどうしようとしておるのかということをお尋ねする御説明をさせていただきます。また、核持ち込みの問題について、政府の考えを御連絡、御説明させていただきます。また、核持ち込みの問題に關しましては、日米安保条約上、艦船によるものを含めまして核兵器の持ち込みが行われる場合はすべて事前協議の対象になるわけでございます。また、核の持ち込みについては事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否するということを従来より申し述べておるところでございす。また米政府は、核持ち込み問題に對する我が国の立場及び関心を最高レベルを含めまして十二分に理解しておるところであります。政府としましては、核持ち込みの事前協議が行われない以上、米國による核持ち込みがないことについては何らの疑いも有してないといふことでございす。

なお、この点に關しまして、五月九日でございますが、アメリカの国防省報道官の對外説明におきまして、米國は核兵器に關する日本國民の特別な感情を承知しており、日米安保条約及び關連取り決めのもとでの義務を誠実に遵守してきており、今後とも引き続き遵守する旨明言しておるところでございす。

○野坂委員 アメリカ全面信頼もいふすけれども、八年前の状況と今日の状況は随分違つてお

るといふこと、あるいは秘密として水素爆弾の中身についても言えない、核物質の内容も知らされてないといふことから見れば、信頼しておるのには重家さんを含めて外務省なり政府だけであつて、國民全体はリクルート以上に不安感と不信感を持っておるといふのが現状としては言えるのじゃないかと思つておるのです。

そこで、いわゆる非核三原則、つくらず、持たず、持ち込まずという非核三原則との関連もございすけれども、十二月五日の午後二時五十分にはいゆる水素爆弾が海中に没入をして、五時四十五分まで捜索をして、パイロットの大尉もそのまま海中に沈んだまま現在放棄しておる。またまたベトナム戦争の時期であつた。そして、兵士は疲れ切つて入港を期待しておつたというのが現状のようですね。そして、五日の事故の二日後の十二月七日、横須賀港に入港、これについては、重家さんは今否定をされたのですが、タイコンデロガの航海日誌に明確に明記されておるのですね。これは御承知かと思つておる。明記されておる。その裏づけとして、ここにもいらつしやるかもしれないが、読売新聞は、当時乗艦をしておつた、今四十三歳になりますがウィリアム・レーンという人に直接お会いになっておられます。あるいはアメリカのトリビュンという地元新聞社もお会いして証言を聞いておる。その内容について詳しく述べておるわけですが、あなたの方のアメリカからの報告は、水素爆弾は一個しか積んでなかつたと言つてありますね。一九六五年十二月五日、一個の核兵器を搭載した海軍のA-4型機が米空母タイコンデロガの昇降機から滑り落ちたと書いてありますけれども、この人は、この飛行機は三十機程度積んでおつた、だからみんな水素爆弾を積んでおつた、ベトナムからの帰りの、だから航海日誌を見ると、十二月七日に入港して、私たちは横須賀に上陸をして電車で私は東京に行った、こう言つておるのですね。非常にはっきりしておるわけですね。横須賀に入港したという事実は、航海日誌なり、乗艦をしておつた

当時の爆弾手ですね、この人は。これから言え
ば、その裏づけと信頼性はあるじやなろうか、
こういうふうにするのが、いかがでございま
しょうか。

○重家説明員 先生の申されました航海日誌につ
きましては、私ももうそういうことが報道に流さ
れていて、私は十分承知しております。し
かしながら、先ほど申し上げましたように、それ
を公的に確認するには至っていないということ
でございます。先ほど申し上げましたように、目下
米側に對して照会していることでございます。

それから、元乗組員の人々の御発言についても
報道等で詳細に出ておられることは私も十分
承知しております。政府として一々コ
メントすることは差し控えていただきたいと思います。

いずれにしても、核持ち込み問題につきま
しては、先ほど来先生に御説明申し上げておるこ
とで、私も、日米安保条約上ちゃんと確立し
たアメリカの義務となつておるという制度であ
る、事前協議がない以上そういうものがないとい
うことについて寸毫の疑いも有していないとい
うことでございます。

○野坂委員 外務省としては、私人の証言だから
全くそういうことは信頼してはいない、公的な情報
のみを信頼する、そういうふうな断定をします
か。

この人はこう言っています。船からおりるとき
に「艦長が偶発事故だったと艦員たちに説明、こ
の件について家族への手紙には書かないよう」に
ということをご指示しておるのです。一切言
うな。あなたは、こういう人が言っておることは
信用できぬ、アメリカの公的な、国務省から報告
のあったものしか信用しない、だから大丈夫なん
だ、一個しかなかったのだと。国民の皆さんは、
普通の良識のある人たちは絶対に、三十機もあ
ったこのA4型機が、滑り落ちたこの一個しか
なかったということはみな考えていないと思

すね。その点についてはどうか。

それから、よその港に入つてはいないのです
ね。持ち込まずということ、フィリピンとかそ
ういうところの港にはこの爆弾は全然おろしてな
い、積んだまま入つておるといふことだけは間違
いないですよ。その点については、寄港したとい
うことも認めませんか。航海日誌には寄港したと
書いてあるのですが、日本の外務省はそれらにつ
いてはノータッチ、何にも知らぬ、これで押し通
しますか。どうですか。

○重家説明員 我が国に寄港したかどうかとい
点に關しましては、私もその立場で確認すること
ができません、こういうことでございまして。日米安
保条約上、施設、区域として提供しております
ういう港に入る場合は、地位協定の第五条の規定
によりまして、米側から一々出入港について許可
を求めることにはなっていないわけではございま
す。もちろん他方、一般の港に入る場合には港
務管理者に通告することになつておるわけであり
ますが、そういうこともございまして、政府とし
て、報道にございまして横須賀に入つたのか
入っていないのかということについては確認でき
ない状態にあるということでございます。したが
いまして、私もとしましては、それを運用して
おるところのアメリカ政府に對してその点につ
いて照会を行つておるということでございます。

○野坂委員 アメリカ政府に今照会中ですつて。
照会中でありまして、これが事実であつた場合、
これは安保条約からいって違反行為である、こ
ういふことには言わなければならぬだろうと思
う。アメリカの報道官は新聞記者の質問につ
ては、おもしろいことにはつきりしない。これ
は、もし入つておつたということになれば、入
港しておつたということになれば、非核三原則は
我が国の国是でありますから重大な問題であるとい
うふうに認識しないわけにはいかぬと思つて
おる。その点については外務省の見解はどうか
か。

○重家説明員 先ほど来申し上げさせていた

ておりますが、その点については確認されてい
ないわけでございますので、それ以上のことはこ
場で申し上げるのは差し控えていただきた
いと思ひます。

しかし他方、いずれにいたしましても、米国の
艦船の我が国領域への立ち入り等につきましては
安保条約が律しておるところであります。艦船に
よるものを含めて核の持ち込みについては事前協
議をアメリカはしてこなければいけないという
のは、安保条約及びその関連取り決めに基づく条
約上の義務になつておるわけでありまして。また同
時にアメリカは、累次誠実に履行してきておるの
だといふことも言つておるわけでございます。し
たがいまして、私もとしましては、核持ち込
みの事前協議が行われない以上、安保条約の体制
もございまして、米国の核の持ち込みがないこと
については何らの疑いも有していないということ
は先ほど来申し述べさせていたしておるところ
でございます。

○野坂委員 ちよつと外務省はおきまして、気象
庁の方にお尋ねをしますが、もし地震その他があ
れば、例えば溶解をしてブルトニウムが余り動
ぬ、海底にそのまゝおつておる、海底は大きな潮
流が、流れが弱いからそのまゝ固まつて余り被害
はないだろうといふことですが、地震等がそのあ
たりでよく起きますが、起きた場合にはずつと大
きな影響をもたらすのじやなからうかというふう
に思ふのですが、その辺はいかがでしょうか。

○山川説明員 御説明申し上げます。
沖縄近海はかなり地震の発生が見られる地域で
ございまして、たまたまと申しますか水没したと
伝えられます北緯二十七度三十五分、東経百三十
一度十九分付近は地震活動が少いところでは
ございまして、私もその調査では、その地点から半
徑百キロ以内には、昭和になりましてからもう六
十年になるわけでございますが、今は平成にか
わつておりますが、この六十何年の間にマグニ
チュード六程度、中地震程度が六個起つてい
る程度でございます。そういう意味で地震によ

云々という可能性は少ないのではないかと思
ひますが、先生が今御指摘になりました海底付
近の海流の問題その他につきましては、海洋課
長が参つておりますので、そこから御説明さ
せていただきたいと存じます。

○山川説明員 海洋の立場からお答えいた
します。
当海域というのは黒潮の南方に当たりまして、
当海域では海面における海流の速さは大体最大
でも一ノット以下でございます。流れの方向は東
向きが卓越しているけれども、当海域では黒潮
は大きく変動しております。

もう一つ、深層海流のことにつきましてす
けれども、当海域付近における深層海流につ
きましては観測したことがございまして、こ
こでは何とも申し上げられない状況でござ
います。

○野坂委員 余り時間ありませんから、そ
ろ結論に入らなければならぬと思つたので、今
も気象庁あるいは水産庁からもお話をありま
したけれども、海流その他の動き、不明確な点
はありますが、現地の沖縄では非常に反響が
強まっております。このうの興議会の決議でも
よくわかるとおりであります。漁連の総務部長
は「核装置が海底に沈む前に破損し核物質が海
水にさらされておるというなら、海は既に放射
能で汚染されているのではないか。となれば近
海で捕れる魚も汚染されていることになる。大
変、疑問の残る説明だ」、こう言つて水爆搭
載機の水没事故問題については見解を述べて
おります。単に沖縄だけではなく、全国民が注
視をしておる問題であります。専門家の中
では、海流によつては動き、長い間に影響が
出てくる可能性もあるといふふうな断じてお
るわけですね。だから、我々としてはこれら
のことに對して日本独自でもやはり調査を
していかなければならぬではないか、国民の
不安を解消してもらわなければならぬではない
か、これはどうなのかということが一点、それ
はどこで二点目は、落としたのはアメリカ

これはアメリカが悪いわけですね。被害があるというふうには不安があるなら、それを解消してもらいように説明なり、その水素爆弾を引き揚げてもらわなければならぬじゃないか。日本でも六千メートル下に入る船ができておるわけですから、四千八百メートルぐらいのところはできるのではないか、こういうふうには思うのですが、そういう点を挙げて安全を確認してもらいたい、こういうふうには思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○村上政府委員 お答え申し上げます。

本件事故の安全性の問題につきましては、先ほど来外務省の方から御説明のあったとおり、米側としては、この事件がこういうことになりまして以来、アメリカのいわゆる専門機関の再調査によって報告をしてきているわけですが、その中で、先ほど来御説明ございましたように、核物質は溶解、沈殿して環境への影響はないという説明がございまして、政府としてもこの説明を重みのある説明と認識しているという御答弁が予算委員会等でもあったわけでございます。

しかしながら、私もさういましては、これと同様に日本の沖縄、鹿児島、いわゆる近いと言われているところの御懸念についても非常に重大に認識しております、私もさういましては、専門家の意見を聞きつつ、何せ兵器のことでございますので、不明な点が多々あるわけでございますけれども、私も何十年平和利用の観点からの研究調査もやっておりますので、こういう知見も踏まえつつ、関係省庁とも緊密に連絡をとりながら、所要の対応をして、前向きに対応してまいりたい、こういうふうには考えておるところでございます。

○野坂委員 ありがとうございます。まともな御答弁を初めていただきました。外務省は入港についても不明確、核物質を含んでいるものについても不明確、あるいはどこで破壊されたか、損壊されたかということも不明確。すべてを照会をして、国民の不安を除去するため

に明確にしたいというのをまず申し上げておきたいと思いますが、その点についての約束をしてください。

○重家説明員 先ほど申し上げましたように、政府としては大変に重大な事故であるというふうには考えておるわけでありまして、したがって、そういう立場に立つて先ほど来御説明させていただいておりますような措置をとってきておるわけでありまして、米側といたしまして、事故のとき行った分析あるいは日本側からのそういう今回の申し入れを踏まえて新たにまた分析を行って、米側としても誠意を持って事に当たっているというところは私もさういまして、安全性の面については、国民の皆さんの不安等も配慮した上で、ぎりぎりのところを日本側に伝えてきたというのが、五月十五日に発表させていただきました安全性の側面に関する米側の説明であったというふうに考えておるわけでありまして、したがって、それはそれとして重みのあることであるというふうに考えておりますが、なお関係省庁の間で緊密な連絡をとらしていただきながら検討しておりますので、その作業を進めてまいりたいと思っております、その中で適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 適切に対処するということは、今何点か私が申し上げました疑問点については明快にするということですね。

○重家説明員 幾つかの点につきましては既に対米照会を行っているところであります。かつ、先ほども申し上げましたように、督促も行っているところでありまして、したがって、私もさういまして、それをしっかりとやっていきたいと思っております。しかしながら、予断をするわけではございませんが、米側の国防上の問題もあると思いますが、しかしそれはそれとして対米照会等はちゃんとやっております、それを踏まえまして、関係省庁とも相談しながら日本側の対応を判断すべきことではないかというふうに考えておるわけでありまして、

○野坂委員 まだまだ納得、すんと落ちるところまでいきませんが、最後に長官に、あなたは竹下内閣の閣僚でありますから意見を聞きたいと思うのです。

これほど、今論議をしたように重大な事故を起こしながらアメリカは、民間の研究機関や環境保護団体、グリーンピース等が問題にするまで発表しなかったというところは、私は無責任だと思ふのです、日本はこれだけ心配をしておるのに、さう思うのです。日米は友好関係にあるわけですから、我々は被爆国として核問題についてはアレルギーを持つ日本国民です。十分な説明を行って疑惑を解明してもらわなければならぬというのは当然であります。今までその内容について不明確な点が何ら明確に答えられていないことについては納得しません。

三番目に、日本への核持ち込みの疑いが濃厚になってきた。横須賀には入港しておるのです。水爆を積んだままなんだ。ということになれば、七日に入って、七日から四日間停泊をしております。それらについては、非核三原則の立場からいって極めて重大である。外務省は、事前協議の申し入れがない以上持ち込みがなかったのだと言っているが、さういっておるだけでは済まぬではなからうか、こういうふうには私は思っています。

長官は科学技術庁の長として、あるいは竹下内閣の閣僚の一人として、今私が申し上げました疑問点その他を明快にして、国民の皆さん方に不安のないような説明ができるようにアメリカとも折衝し、国民の皆さんの期待にこたえてもらわなければならぬ、こういうふうには思いますが、長官の所信を聞いて、質問を終わります。

○宮崎國務大臣 この問題につきましては予算委員会でもいろいろ質疑がございました。また外務大臣も、国民の不安のないように、ただすべきはただしていきたい、こういうような御答弁がございました。

科学技術庁といたしまして、私もさういまして、御承知のように今まで原子力艦船が出入

する日本近海、あるいはまた灰の問題ですね、チエルノブイルとかあるいは死の灰とか言われました空から降ってくるもの、この二つに對しましては、水産庁、気象庁あるいは海上保安庁にお願いをいたしまして定期的な検査をいたしております。その限りにおきましては、結果的には異常値は出てまいらないのですが、今回の分は初めての経験でございまして、核物質が海中にあって海水にさらされているところに問題がございまして、そしてまた、それがしかも五千メートルぐらいのところにある。今お話しのように、水爆がどの辺でべしゃんこになったのか、どういう状態なのか、私も技術者でいろいろ検討しておりますけれども、残念ながら水爆の研究は全然してなく、そういった兵器については、これは平和利用のための研究だけやっておりますので皆目見当がつきません。

しかし最後の一点の、ウランなのかプルトニウムなのか、それが海水にさらされてどの程度の影響があるのか。先ほど出ましたように「しんかい六五〇」を私も持っております。これは来年の四月に業者から引き受けますが、その後訓練をして平成三年度には使えると思うのです。ですから、そういった科学技術の面から、先ほど局長が申し上げましたように、あらゆる我々としてできることは一生懸命努力してみたい。また外務省に對しては、内閣として、宇野外務大臣も、国民の不安のないようにひとつ努力したいという話でございまして、しばらく時をかせていただきたい、かように考えております。

○野坂委員 これで終わりますが、長官からもお話がありましたとおり、どういう状態であろうかということになっておるのかということとはさっぱりわからぬ。しかし、それがゆえに日本の国民の不安は増幅しつつあるというのが現状であります。外務省も科学技術庁の方におかれまして、これらの解明を急ぎ、日本国民の生活に影響のないように、不安のないように、除去のために一層努力されることを要望して、私の質問を終わります。あ

それで、具体的な点につきましては、とりあえず既に始めたわけでございますけれども、これまた長年関係省庁の御協力を得てやってまいりました調査の結果を、今回のいわゆる水爆取り落としとの関係でどういうふうにデータが使えるかどうか。今回の取り落としはわからない点が多うございますので、非常に重ね合わせていく作業が必要になりますので、非常に重なりますけれども、特にフォールアウト等を中心とする調査を進めてまい

○緒方政府委員　今回の法改正のねらいでございますが、日本と外国との間の研究交流の非常に大きなギャップを解消するために外国の研究者を日本にもっと大勢来てもらう、それを円滑に実施をする、そういうことを支援するために新技術開発事業団を改組いたしました。そういう新しい役割を担ってもらおうということが中心でございます。

先生の御質問、それではなぜ新技術開発事業団

たしますと、これらの業務も含めフェローシップ関係及びその支援関係の業務一切は、新技術事業団の方に実施をお願いするという形で一元化されることになるわけでございます。

○近江委員　じゃ、現在この開発事業団というのは何人いらっしゃるのですか。今回この法案が通過をいたしましたして新業務を展開されるということになりまして、何名増員されるか、その辺の業務の展開につきまして、中身についてお伺いしたい

そこで御懸念の向きは、仮に中でやりくりして五人が六人になったところでそんな人数でできるのかという御懸念であろうかと存じます。ごもつともな点でございますが、事業団で実施をいたします業務というのはこの支援業務の中心、中核部分になるわけでございまして、宿舍の建設をする際の建設主体になるというのはこの事業団がなりますし、フェローシップについての資金の配分その他お世話の中心になる機関は、この事業団が処

理をいたしますが、現実非常に手間のかかります、例えば宿舎ができた後の宿舎の管理でございましてか身のお世話をする具体的なたち、人間という点につきましては、この事業団の職員で足りない部分についてはさらに外部の民間の力というものも適宜活用しながら、総合的な体制でこの事業の円滑な推進というものを図っていかねばならないのではないかと考えております。ただ、この場合でも全体の事業の法的な意味での実施主体、実施主体といましようか実施をしている中心というものは、この事業団に一元化されるという形で御理解いただければ大変幸いです。

○近江委員 それはあくまで主体ということでありまして、実際の運用という点からいけば、これはいろいろなノウハウにしろ何にしろ日本科学技術連盟等もやっているわけですね。そういう点のいわゆる本場に研究者の立場に立つたきめ細かいサービスを展開する、こういう点になれば、あらゆる皆さんの協力を仰がなければならぬ、このように思うのです。そういう点、最初の答弁はここだけでやりますというふうな木で鼻をくくったような答弁であった、そこに私がもう一步入ったような次第でございまして、その点、大臣どうですか。

○宮崎國務大臣 新しい機構ができてはむしろ人間のやるかどうかという話でございまして。今までのやった実績のある機構を少し活用したらというふうな意味にも受け取られましたけれども、局長が説明いたしましたように、この法案が通りますれば主体が新技術事業団に移るわけでございまして、それから外縁的な事業全体をスムーズに遂行しなければなりませんので、外縁的にいろいろの方々に、今までの経験のある方々に御協力をいただくというところは、そういうふうになるかもしれない、こういうふうな考えでおります。要はこの事業を円滑に推進することにある、こういうふうな考えでございまして。

○近江委員 先ほどから皆さんの議論をお聞きし

ておりましたけれども、我が国の場合、欧米先進国に比較いたしまして外国人の研究者の受け入れ態勢、これは著しくおくれおわけてございまして。先ほど答弁がございましたが、我が国が派遣しておるの千二百九十三名、受け入れが百九十八名、その差千九十五名ですね。今年度の計画では百三十名ということになっているのです。そうしますと、少なくとも千九十五名という、単純計算で百三十で割りまして八・四年かかるわけですね。今これだけ、例えば日米間を見ましても貿易摩擦を初め技術摩擦、いろいろな摩擦が起きてきておる、そういう中で研究者の非常に大きな差というものは、本場に今までのいわゆる基礎研究だ乗れ論といいますが、あらゆるところにそういう問題が言われておるわけでございます。確かに政府のこういう努力は非常に多いたしますが、今諸外国の、大きな摩擦現象が起きておる、厳しい批判が起きておる中で、こういうペーシングのいかどうかということでございます。その点についてはどうお考えですか。

○村井委員長代理退席、委員長着席
○緒方政府委員 この科技厅フェローシップ制度を創設するに当たりまして、初年度百人というところでまずスタートをさせたわけでございますが、これは国内の研究機関の受け入れ能力であるとか諸外国との研究者交流の実績を踏まえて、当初の目安としてとりあえず百人ということと始めていただけたものでございまして。始めましたところ、諸外国からの非常に高い評価あるいはこれを受け入れをしております国内の研究機関からこれを非常に高く評価するということでございます。ですので、これらの反応を踏まえて、二年度目でございます平成元年度は予算上百三十人でお願いをしている、こういうことでございます。

それで、将来その先はどうなるのかという御指摘かと存じますが、私どもとしてはもちろん国際研究交流を一層推進することが必要であると考えているわけでございますし、その前提として今、先生がお挙げになりました一対七というような研

究交流の不均衡があるわけでございますので、こういう状態を解消できるようにいささかなりともこの制度が役に立つように、私どもとしては精いっぱい将来、拡大に努力をしてみたい、このように考えているところでございます。

○近江委員 念のために聞いておきたいと思いますが、国立の研究機関等、研究員は今何名いらっしゃるのですか。

○緒方政府委員 国立の試験研究機関は約八十ございまして、職員の研究者の数はおよそ一万人でございます。

○近江委員 約一万、そういう中で外国の研究を、将来像として何名ぐらいを考えておられるのですか。ただ努力します、努力しますという漠然としたことではないのでしょうか。どういう理想像を描いているのですか。一万人に對してどのぐらいの外国人を受け入れようとしておられるのか、それについてお聞きします。

○緒方政府委員 この制度は昭和六十三年に始めてまだ緒にいたばかりのところでございます。私どもは将来これを大いに拡充強化していきたいけれども、関係方面とすり合わせをして将来展望としてこういう姿にしたいという年次計画のようなものまではまだ持っていないわけでございます。

ただ、研究機関は八十あり、国の研究公務員はおよそ一万人、特殊法人等も含めると二万人近い研究者がおるわけでございますので、そういう中で相当の数が入っても日本側としての受け入れはそれほど大きな支障はないのではないかと。他方、一対七、科技厅のアンケート調査ではございますが、千三百弱と二百弱というふうなギャップがあるわけでございますので、そういうものを解消していくようなことを目安として今後毎年着実にこの制度の拡充を図っていききたい、このように考えておる次第でございます。

○近江委員 予算の措置をするにしましても、ただ推進するという漠然としたことではなかなか進

まないと思うのです。したがって、少なくとも年次計画といいますが、これだけ諸外国から強い批判を浴びておるわけでございますから、少なくとも政府は毎年このぐらゐの計画を進めていきたい、それに対して大蔵省としても最大の努力をすべきである、そういうような計画をするのは当たり前です。ただふやしていききたいと思っております、そういうあやふやなことではなかなか推進できません。今これだけの問題が起きておる、これだけ差が出てきておるわけでしょう。

それではもう一遍聞きますけれども、この立ちおくれた原因は何ですか。なぜこんなに大きな差があいてきたと思いませんか。

○緒方政府委員 なかなか難しい御質問でございますけれども、いろいろな要素が複合して今日の結果ができておるのだろうと思っております。

一つには、日本全体の国際化のおくれといまや本格的に行われるようになった。研究者の分野でもそれは例外ではなかったということもございまして、政府の側で研究者が来ることに支障する政策、施策というものもこれまでに必ずしも十分ではなかったというふうなことも言えるかと思っております。また、非常に古い時代までさかのぼりますと、日本の研究の水準というものが必ずしも欧米諸国に比べて、欧米の研究者を引きつけるだけの魅力がなかったと申しましょうか、そういうものではなかったというふうなことがあった時代もあるのかもしれない。それやこれやの要因が重なって大きなギャップが生じた現状になっているのではないかと考えております。

私どもとしては、実態面ではもう今や日本の研究の水準というものは欧米に伍し、物によつてはそれをしのぐところまで来ているわけでございますし、国際化ということとは社会全体、非常に大きな動きで展開しているわけでありまして、必要なのは、政府がそこに一つの助成措置、支援措置を差し伸べて、欧米からの研究者を受け入れやすい環境をつくってやるということにあるの

ではないかというふうに考えているわけでございます。

先生の御指摘、私どもに対する非常に温かいお励ましの言葉としてありがたく受けとめておりまして、今後財政当局に対しても着実な展開をお願いするように予算の段階でそれぞれ努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 私の間は本会議の後と両方に分かれておりますのでしにくいわけですが、それではあと一問だけ聞いておきたいと思ひます。

大蔵省さんも来ていただき、また午後もお聞きしたいと思ひますが、今回の予算措置を、昨年と今年度このようにつけていただいたわけでございますが、政府の方では、この年次計画といいますが、そこまでの骨格はまだ決まっていなくて、御答弁でございましたが、大蔵省としてはこの制度自体、将来さらに力を入れていかれるのかどうか、その辺の心構えにつきましてお伺いしたいと思ひます。

○福田説明員 お答えいたします。

科学技術庁の施策は大変幅広いわけでございますが、今質疑のちようど問題になっておりますような分野について、近年大変科学技術庁も力を入れておられるということでございます。したがって、毎年度の予算編成、財政事情、いろいろ勘案しながら科学技術庁とよく相談してまいりたいということ、この数年もこの分野につきましては大変力点を置いているというふうに私どもも考えております。

○近江委員 この数年力点を置いている、それは非常に結構なんですが、その結果こういう制度も発足したわけでございますが、今後のことを聞いているんです、これだけの大きな差があるわけでございます。今後の行き方ですね、この数年と比べてこれからの努力をさらに強力に前向きに発展させるのかどうか、その心構えについてお伺いしたいと思ひます。

○福田説明員 お尋ねでございますが、科学技術庁の基本的な方針については私どもも十分理解して

いるつもりでございます。ただ各年度の予算編成については、そのときどき御要求いただいた上で十分に検討させていただくことでござります。

○近江委員 それでは、午前中は一応これで終わります。

○中川委員 此の際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近江日記夫君。

○近江委員 今後そのように外国人の研究者というものが増大してくるわけでございます。これにつきましては、科学技術庁といたしましては計画性を持って国際的な非難に対応できる見事な結果をひとつ今後出していただきたい、このように思ひます。

そうしますと、研究者を受け入れるということになってまいりますと、今までは日本人社会の中で日本人だけのマネジメントということになるわけでございますが、外国人がそれだけふえてくるということになりますと、国際的なマネジメントをどうするかというところが非常に大事な問題になってくると思ひます。この点に關しましてどういう対策をいいますか、どういう基本的な考え方でお伺いしたいと思ひます。

○緒方政府委員 研究所のマネジメントにつきましては、日本人であるか外国人であるかということより前に、独創性のある研究者がその個性を生かして自由に研究できるかどうかということの方が優先的になるのではないかと思ひます。そういう意味では日本人の研究者も含めまして、国際的に通用するような、そういう自由闊達な研究管理が行われるように私どもは研究管理者に期待をしております。同時に、外国人

であるがゆえのハンディキャップ、言葉の問題、住宅の問題、その他いろいろの問題、いわゆる研究のマネジメントとは違ひますけれども、こういう点についてはきめ細かいお世話をして、そういうマイナスのハンディキャップを穴埋めをしてやらなければいけない、このように考えている次第でございます。

○近江委員 そういふ外国人の方々がふえてくる、自由闊達な研究ができる、そういう雰囲気といひますか環境づくり、これは当然一番大事なことでと思ひます。

今回の事業団法の改正、それからまたさきに研究交流促進法、こういうものが整備されてきておるわけでございますが、そういうことだけでいいかどうかですね。あと特に何かさらに充実させていくために考えなせることがあれば、お答えいただきたいと思います。

○緒方政府委員 欧米の先進国を初め世界の研究者にとりまして日本が非常に魅力のある研究の場を提供できるようにするためには、先ほど申し上げましたように基礎的、独創的な研究に取り組む、国際的に開かれた研究環境をつくっていくことが基本的な大事なかたであります。同時に、基礎的、創造的研究について国際共同研究のようなものを推進していくということも大事でございます。例えば、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムであるとか、もろもろの国際的なプロジェクトを共同で推進をしていくというようなことが一つ、それからもう一つは、国際的に評価されるような基礎的、先端的な共同利用施設といひます。大型の研究施設を整備していくということがまた大事ではないかと思ひます。現在私どもが計画をしております大型放射光施設の建設というふうなもの、こういう点で大いに貢献できるのではないかとこのように考えております。

○近江委員 確かに大型といひますか、いわゆる国際的にも日本しかないといひ、そのぐらいの施設をやはりつくるべきだと私は思ひます。そこで、

で、本当に日本へ行かなければということ、おのずから日本で研究したい、そういう点で、今経済大国と言われているわけでございます。十分にそれに対応するだけのものは、バックグラウンドは私はあると思ひます。そういう点で大型の共同利用施設をしたい、これは非常に結構だと思ひます。さらに、ただ単なる大型ということではなくして、国際社会の中で、言うならば世界のナンバーワン、中身におきましてもそのぐらいのものをつくっていく必要がある、このように思ひます。

その点に關しまして具体的に何か特にこういうような施設、それはまだ確定はしておらないと思ひますけれども、幾つか頭の中にあると思ひます。希望でよろしいですから、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

○緒方政府委員 先ほど申し上げました大型放射光施設がその代表的なものでございますが、これは現在私どもも検討しておりますのは、出力が八GeVと申しまして八十億電子ボルトの規模のものになります。これは完成いたしましたと世界最大のもの、最新鋭の設備ということになります。現在、立地地点の確定それから建設計画の詳細を詰めていくところでございます。

それ以外の大型あるいは先端的な施設、いろいろ構想はあるわけでございますけれども、まだ具体的に固まったものとして今ここで御披露できるような段階にはございませんで、御容赦いただきたと存じております。

○近江委員 構想は固まってなくてもいいのです。今私が申し上げたように、夢というか希望というか、やはり技術立国として日本はこれからさらに前進しなければならぬわけでしょう。ですから、それはあくまで希望でよろしいですから、こういうこともできればという描いてあるものがあつたら、ひとつお答えいただきたい。

○緒方政府委員 日本に科技庁を初め各省庁、いろいろなタイプの研究機関がございまして、それぞれがそれぞれの専門領域で世界最先端を目指し

てしるに合っているわけでございます。ちょっと突然の御質問で、私手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、具体的にそれぞれの夢をここで語る事ができないのは大変残念な事でございしますが、例えばライフサイエンスあるいは材料関係、極限技術、地球科学等々、それぞれの分野においてそれぞれの研究者が世界の最先端を切つて研究してやろうということで、それに必要な施設設備についていろいろな構想を持っている。私どもとしてもそれを、実現できるものを着実に応援していきたい、こういうことであるということに御理解をいただければ幸いです。

○近江委員 大臣は技術士をお持ちの方でございしますし、科学に生きてこられた人でもございしますから、大臣はこういうことをやりたいというものがあれば御答弁いただきたいし、また、関係各官庁のそういう希望もまとめて、そして、ぜひ科学技術庁がやはり柱となつて今後それを具体化していく、そういう立場にあると思うのです。

ですから、二点目に申し上げたいのは、各官庁のそういう夢を吸い上げてそれを具体化できるようにひとつ強力に推進してもらいたいということに御答弁いただきたいと思ひます。

○宮崎國務大臣 お答えいたします。科学技術が経済発展の基盤になりますし、そしてまた、大型な研究、非常に世界最高の研究というものをこの国でも目指しておりますが、例えば宇宙について言いますと、米ソが非常に先立っておりまして、日本はまだ足元に追いついた程度だと思ひますが、しかしながら、御承知のように、宇宙ステーションを共同で開発しよう、あるいはまた種子島におきましてはH-Iロケット、これは非常に大きなロケットでございしますが、これをぜひこの三年のうちに成功させたいと思ひております。そうなりますと、後にH-OPE計画でありますとか、あるいはまた宇宙往還機と称するスペースプレーンというのを今研究をいたしてお

ります。そういう宇宙から地球を探査しよう、そして今地球の温暖化の問題とかあるいはフロンガスの問題がございしますが、そういう地球のいろいろな問題を解決できるのじゃないか。あるいはまた原子力におきまして、今よりもっと安全な、ことしの予算から高温ガス炉の試験炉をつくることになっておりますから、そういう問題でありますとか、今、局長がお話ししました大型の、これは兵庫県に立地をしようかどうかどうか検討しておりますが、そういう問題でありますとか、いろいろな夢は膨らむばかりでございまして、これからの人類のために研究開発を進めてまいりたいと思ひております。

それから、文部省を始め他のいろいろな研究機関がたくさんございします。これにつきましてはひとつ十分連絡をとりながら、おのおのの長所を生かして、科学技術振興調整費を科学技術庁が持つておりますから、なるべくそういう立派な研究者のいるところ、そういうところをひとつ伸ばしていきたい。原研あたりでも核融合の問題を今大きな実験室、実験機関をつくらせてやっておりますが、これは世界最高の水準じゃないかと言われております。

そういったやり方は実はたくさん、山ほどあるわけでございしますが、なかなか研究者の問題と、そしてまた研究の過程というものは非常に難しい。いつまでにできるか、こういう問題でもございせんし、あるいはある日突如としてひらめきによって解決する問題があるかもしれせんし、また、基礎的に細かいデータを積み上げてやらなければならぬ問題もあらうかと思ひます。

いずれにいたしましても、やはり科学技術に専念をして、人類のいろいろな希望を膨らませながら、これからの努力を怠りたくない、かように考えております。

○近江委員 大臣のお考えの一端を御披露していただいたわけでございしますけれども、私が特にこれを申し上げておりますのは、日本は確かに経済

大国に成長してまいりました。やはりその根本には科学技術の応用といひますか、それに非常に力を入れてきた。そういう点で欧米先進諸国からは基礎研究のただ乗りだとかいろいろなことを言われておるわけでございします。

そこで、実際の研究投資というのを見ますと、もう大臣もよくおわかりのように、我が国は民間にほとんど負つておる。八割が民間なんです。実際に政府の投資というのは二割という、こういう弱体ですよ。これは諸外国と比べましても全然違うわけですね。やはり政府がうんと研究投資に力を入れていく、これが一番大事な問題だと思ひます。

したがいまして、現状の問題と、これだけ諸外国からも日本の政府の研究投資が非常に弱い、これでいいのかという非常に強い批判が起きている。この批判に対して科学技術庁、大蔵省はどう反省して今後取り組むのか、これについて伺ひたいと思ひます。

○石塚政府委員 お答え申し上げます。

創造性豊かな我が国の科学技術振興、これを図る上におきまして政府の果たすべき役割は非常に大きなものがございます。そこで、政府といたしまして、これまで、非常に厳しい財政状況の中ではございしますけれども、科学技術関係予算につきましては、その重要性にかんがみ、その拡充に努めてまいつたところでございします。

そこで、我が国の研究開発投資総額、これは昭和六十二年に官民合わせまして約九兆円というところまで伸びておりまして、これは自由世界では米国に次いで第二位ということになっております。また、このうち政府負担額について見ましても約一兆八千億円にございまして、この額も西独、フランス、英国等ヨーロッパの先進国とは同等あるいはそれを上回つていくという数字にまでなつておるわけでございします。

しかしながら、資源の乏しい我が国が二十一世紀に向けてさらに発展するためにはどうしても科学技術の振興が重要であるということで、政府と

して果たす役割というものは非常に大きいというふうに認識をいたしております。今後とも科学技術振興の重要性にかんがみまして、科学技術政策大綱に示されております基礎的な研究の推進あるいは科学技術面での国際貢献、そういったものに科学技術振興の基本を据えまして、今後とも研究開発の投資の充実というものをこれまでより一層の拡充、そういったものについて努力をしてまいり所存でございします。

○近江委員 大蔵省。——来たら答弁してもらつて……

そこで、六十三年度は百名、今年度は百三十名。私が調査したところ、いわゆる筑波で六割、東京都内で三割、全国はあと一割です。御承知のように大阪、東京というのは双眼構造です。言うならば大都市圏でしょう。例えば、大阪で言うならば今京阪奈学研都市の建設もあり、あるいはまたバイオの研究を初め各大学の研究所も非常に多い。そういう筑波や東京だけに九割以上も集中しておる、この現状についてはどう考えているのですか。少なくとも四全総におきましても均衡ある国土の発展ということ、すべてをそういうようにしたい。全国を見ましても、非常に優秀な研究所がたくさんある。そういう中でなぜ東京ばかりに、これは九割以上です、集中さすような形をとるのか、それについてお答えいただきたい。

○榊方政府委員 今回のフェローシップ制度は国の研究機関が受け入れの中心になっておりますので、勢い筑波がその中心になっておるわけでございしますが、もとより私も東京圏一極集中というものも望ましいことだと考えているわけではございません。また、研究機関は今、先生御指摘の関西学研都市初め関西、その他全国に展開しているわけでございまして、私もそういったしましては、外国からの研究者というものが筑波あるいは東京に集中することなく、各地それぞれの研究のニーズに合いました最もふさわしい研究所に所属をし、入つていただき、その結果として、全国的に

外国人のフェローが行くということが大望ましいことではないかというふうに考えているわけでございます。

大阪はまだ割合少ないわけではございますが、それでも幾つかの機関に何人かのフェローが既に入り始めておりますので、そういう傾向は今後続いていくのではないかと、いうふうに期待をしていくわけでございます。

○近江委員 私が大坂から大阪を特に言ったんじゃないのです。要するに、全国に国際的にも評価されるそういう研究所をやはりつくるべきです。そうでしょう。また、充実さすべきです。それを、こういう一点集中というか、それは現状やむを得ないというだけの姿勢でいったのでは、いつまでもそれは本当に是正することはできないと思うのです。そういう点で、今後大いにその点につきましまして、もう一度全国のいわゆる国立あるいはまたその周辺のそういうところの研究所につきましまして深く検討して、外国人のそういう研究者の受け入れ態勢といいますか、それを充実さして、ぜひそれをやっていただきたいという、ことを強く要望しておきます。これについて、ひとつ大臣。

○宮崎國務大臣 ただいま局長からお話ございましたが、私も資料を見ておったのですが、大阪にも何人か行っているようでございます。しかしながら、何も一極集中で、今までそういう理念のもとにやってきたわけでもないでしょうし、東京は非常に住みにくいという話もありますから、住みやすいところ、あるいはまた今のお話のように京阪奈の学研都市、これから造成されるわけでございます。先生の今の話は、十分意を体して今後そういう方向でひとつ努力してみたいと思っております。

○近江委員 それで、外国人が来ましたときに一番問題になるのは、やはり住宅、それからまた子供たちの教育問題、それからまた言葉のハンディ、こういうのが一番大きな問題だと思います。それなりの対応はしておられるわけでございます。

が、外国の場合、先進国の場合は、例えば家具一つでも、作りつけの家具でありますから、本当にトランク一つでも生活できる。日本の場合は、家具なんかも設置しておらない。したがって、今回の事業団のこれにおきましては住宅等は建設することになっておるわけでございますが、少なくともやはり外人用につくるわけでございます。非常なきめ細かなそういう配慮をする必要がある、このように思うのです。

教育の問題につきましても、小学校くらいなんかはすぐ溶け込んで、言葉も早く覚える。しかし中学、高校となってきた場合に、インターナショナルのそういう学校なども筑波なんかにも必要が多いわけでございますが、そういうような体制が果たしてできておるかどうかが、やはり日常のそういう点からかんがみて、本当に真剣に取り組んでいかないと、日本は非常に物価も高いし、住みにくい。しかもいろいろな点で考えてくれない、こういう不満がまたまき散らされることになってしまふ。こういう点につきましまして御答弁いただきたいと思ひます。

○緒方政府委員 大変重要な点を御指摘いただいたわけでございますが、まず最初の宿舎の件でございますが、日本の契約慣行として、民間の家を借りる場合、敷金、礼金であるとか、それから家具なしが多いというのが実情でございます。それで、フェローで参りました人たちに對しましては民間の宿舎をあつせんするというのが基本、それに対応するのが基本でございますけれども、特に筑波のように需給関係が非常に難しいところで、かつ、外国人が集中しているところは、事業団が直営でみずからの外国人用の宿舎を持とうという計画でございますが、そういう場合に家具の問題があるわけでございます。私も、今既に始めておりますけれども、大きな家具についてはなるべくこちら側で用意をしてやって、参りました研究者が自分で手当てをしなくても済むようにしてやろうということである。今計画中の自前の宿舎についても

もちろん家具つきでやる計画にしております。また、東京、筑波以外で民間の宿舎をあつせんする場合にも、何らかの方法で家具がプールできるような方法がないかということで、今予算の実行上工夫をしているところでございます。

それから子供の教育の問題を御指摘いただきました。これは、日本人で外国に行っている場合も、子供の教育が最大の問題でございますが、日本に來ます外国人にとつてもやはり大きな問題でございます。ただ、幸いなことに、このフェローシップの制度は若手の研究者を中心にしておりますので、勢い子供がいらないか、非常に年が小さいというのが実情のようでございます。現在まで筑波地区でそれでも何人か子供連れが入っております。小学生が三人、中学生が一人筑波に参つておるようでございます。これらの子供たちは現在地元の學校に入っております。地元の先生の御協力によるものと思ひますけれども、特段大きな問題は無いというふうに聞いておりますけれども、これから数かどんどんふえてき、あるいは筑波以外、先生御指摘のように、全国あちこちに参ることになりますので、そうなつてまいりますと、受け入れがなかなか大変な問題になつてくるものと思ひます。

私もどなたもいたしましては、こういう子女教育の我が國の受け入れ環境の改善というものについて、関係各省と相談をしながら真剣に検討していかねければならないというふうに考へております。そのほか、日本語教育の問題その他、外国人が入り込むことに伴います非常にきめ細い対策を一つずつ丁寧に解決をしていかなければならぬ、こういうふうな考へている次第でございます。

○近江委員 国立研究所には研究員が一人、そうしてまたいわゆる外郭団体といひますか、そこに約一万、二万の研究員がいる。今外國の方を交流でいろいろお呼びするということをやっているのですけれども、國內の研究員に對するそういう

処遇だとか、そういうことが本當に國際的にできているのかどうか。例えば研究のサポートをする人にして、本當に諸外國に比べれば、アメリカなんか、一研究者に對して大体少なくとも五、六人いるのです。我が國は一人何人いるのですか。しかも國內で相當いろいろな研究集會等もたくさんあるのです。そういう学会の旅費あるいは經常研究費、これは何年据え置きですか。これだけ物価がどんと上がつてきている。十年据え置きです。みんな自費で行つておる人がたくさんおる。こういう現状で、幾ら國際的に評価される基礎研究をやりますとか、それじゃ、情熱も沸きましたつて何にしたつて、十数年間据え置きである。やはり研究者のそういう意欲を本當にもつと燃やすためには、できる限りのことをしてあげなければいけません。何かと言へば予算がないとか、だから私がさつきからこういう研究のことについて、すべての投資についてひとつ力を入れなさいと言ふのは、そこにある。これについてはどう反省しておりますか。

○緒方政府委員 日本國內の研究員の処遇でございますが、先生御指摘のように、いろいろ私どもとして努力すべき点、多々残されているものと思ひます。

第一の研究補助者の問題でございますが、確かに、先ほども御質問の中で出ておりましたけれども、欧米の研究の場合には、研究者一人に複数の補助者がつく。若手の研究者に試験管を洗わせるようなことは決してしないという御指摘もございましたけれども、日本の場合には、いわゆる研究補助職、研究技術系の職員といふものが厳しい定員削減の中でどうしても削減の対象になつてきておりまして、実勢としてそういう職員を確保することが非常に困難な実情になつてきております。したがって、研究者みずからがいろいろなことをやらねばならないというのが定員上の実態でございます。

そこで、反省をし、どういふことをしているのか、

かということですが、総定員を規制するというのは国の大方針でやられているわけですが、その枠内で少しでも改善しようと思ひます、やはりそういう支援的な業務を非常勤職員、平たく言うとアルバイトでございすが、そういう非常勤職員の形でやっていたら、あるいは外注化するという事で、お金はかかりませんが、定員外で調達をしていく、こういうことをやらなければならぬわけですが、現にそういう方向で、予算のやりくりその他である程度の穴埋めはさせていただいているというのが状況でございます。

それから学会出席旅費、御指摘のとおり、これはかなり昔からのいろいろな懸案でございますが、現在予算制度上は、国内の学会に出席するための旅費が、積算上は一人の研究者が二年に一回はそういう学会に出席をする、それに必要な経費を計上するという計算根拠で全体の学会出席旅費が計上されているわけでございます。それはもちろん運用によりましてやりくりをしているわけでありまして、必ずしも十分ではありません。この重点基礎研究という制度をつくっておりまして、この重点基礎研究と申しますのは、今申し上げましたように経常研究費の中でのやりくりがいろいろ苦しいものについて、それを補完する形で各研究所長の裁量でやっていたり、あるいは程度重点配分をし、足らざるを運用上補っているような、運用ができるような制度として計上しているところでございます。

○近江委員 学会旅費につきましては昭和五十一年から、また経常研究費につきましては昭和五十六年以降据え置かれたままです。一九八七年度に開催されました学会について、旅費の予算不足のために二五％の人が私費で出席しておる。さらに二五％の人が学会出席そのものを断念している。こういう中で、研究を充実します、やりまうと幾ら言ったって、そこへ行くことすらできない。そんなことで世界に胸を張って、研究に力を

注ぎますということが言えますか。現実には全然合っていない。ですから政府としては、もう時間があるから終わりますけれども、真剣にこういう実態を調査されて、本当に研究者が喜びを持って、やはりここまで国も力を入れてくれるのか、そういうバックアップを私はすべきだと思います。

最後に、科学技術庁、そして大蔵省、そして大臣にこの件について御答弁をいただいて、終わります。

○経方政府委員 ただいま先生から御指摘のありました問題点、私どもとして改善について大いに今後努力をしてみたいと考えております。

○福田説明員 先生御案内のとおり、現在政府といたしましては、平成二年度に何とか特例債依存体質から脱却したいということでございまして、そういう意味で経常経費を中心に大変厳しい財政運営をやつてまいりました。その辺はぜひ御理解を賜りたいと存じておりますが、ただ、午前中にも申し上げましたように、科学技術の振興につきましては、資源の乏しい我が国とい

たしまして、従来から相当ウェイトを置いた配慮をしまして、元年度の科学技術振興費も総額四千四百八十億円、対前年度比七・四％の伸びということでございまして、財政事情は依然として厳しい状況でございますが、今後とも関係省庁とは十分相談しながら予算編成に当たつてまいりたいというふうに考えております。

○宮崎國務大臣 委員の科学技術の研究者に対する温かい思い、私も十分わかります。そしてまた、私も科学技術庁に対して非常な御叱正をいただきまして、これは本場にあらがたい御叱正だと考えております。これからひとつ、本場に委員のおっしゃるような、世界に胸を張って科学技術の研究をやりますという科学技術政府でございまして、いろいろ今までのことを調査して、十分ひとつ御期待に沿うように努力したいと考えております。

えております。

○近江委員 終わります。

○中川委員長 近江日記天君の質疑は終了いたしました。

引き続き、和田一仁君。

○和田委員 長官に早速お尋ねしたいのですけれども、我が国は資源小国でございまして、海外との貿易によつて立っているということが立国の要件として大変大事だと思ひます。そのためには、やはりどうしても世界の平和ということが維持されていなければいけないという、これはもう当然でございまして、

私どもは平和のために最大の努力を払っているわけですが、やはり国際間の競争はなかなか激しいものがある。その貿易を支えている一つの大きな力の中に、我が国の科学技術の進展というものは、これは見逃すことのできない大事な面であらうと思ひます。こういう非常に資源の乏しい国がそうやって世界の中で、国際社会の中で大きな力を持ち、また貢献ができるということを考えますと、これからはまた科学技術の進展ということがないがしろにされてはならない、こう思ふわけです。

ところが、この科学技術の面においても、貿易と同じようにやはり国際間の摩擦ということが相言われておりますし、何かとまた日本の今の科学技術政策に対する批判の声も聞こえてくるわけでございます。大臣は二十一世紀を展望いたしまして我が国の科学技術の重要性を十分認識されていると思ひますけれども、どのようにとらえて、そして今後いかなる方向で発展させていくかと考えに当たっているか、基本的なことからお考えをまず伺いたいと思ひます。

研究に没頭することもできないような状態になりますので、やはりまず平和ということが前提になるというところは仰せのとおりだと思つております。

そこで、我が国はこの前の大戦以来もう四十数年になりますが、幸いに平和が続いておりまして、経済大国として成長してまいりました。この基礎にあるんだらうと思つております。これからは資源に乏しい日本でございまして、科学技術の振興に努めなければならぬと考えております。

それには、今まで先進諸国の間で言われておりましたいわゆる技術の乗っ取り論ということがございまして、もつと基礎研究を日本はやるべきじゃないか、応用研究だけやつて、もつともつとひとつ基礎研究をやらぬといかぬじゃないかという批判がございまして、したがって、今後の問題としては、そういった基礎研究にまず重点を置く。

それから、語学の問題とか居住の問題とか、いろいろ関係で国際社会の中で協力と申しますか、貢献する度合いが少なかった日本であらうと思ひます。昨年ぐらゐからやと科学技術の面におきまして、国際協調と申しますか、国際協力と申しますか、貢献をできる日本、こういうことで国際間の会議あるいはまた今提案いたしております法律、こういったもので国際研究交流を進めていく。

第三は、私は、やはりこの科学技術というものは私どもの生存とか生命とか、そういったものに無関係であつてはならない。私どもの現在の社会環境と申しますか、こういったものとマッチしていかねばならぬ。いわゆる私どもの生活環境にいろいろ害が出てくるということでは、ぐあいが悪いわけでございますので、どうしてもそういったような問題を除去していく、あるいはまた私どもの生活環境とマッチして、そして私どもの生活をより豊かにする科学技術でなければならぬ、こういうふうに考えておりますので、大体以上の三点をこれから二十一世紀を展望する科学技術の

発展の方向、こういうふうに考えてやっていきたい。多分これも科学技術政策大綱で書いてあると思いますが、表現が違ってもいいかもしれませんけれども、私なりにそういうことを考えているわけでございます。

○和田委員 そういふ中で、昨年のトロント・サミットの成果として日米科学技術協力協定というものができましたけれども、その後のアメリカとの関係というものはうまくいっているのでしょうか。その辺についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○緒方政府委員 ただいま御指摘のように、昨年の六月に日本とアメリカとの間で新しい日米科学技術協力協定をつくったわけでございます。これは申すまでもなく、最近の日米関係を反映させて、そういう環境の変化というものを反映させて新しい時代の新しい枠組みをつくらうということで、この新しい協定ができたわけでございます。

六月にできました。早速昨年の十月に東京でこの協定に基づきまず第一回の閣僚レベルの合同高級委員会というのを開催いたしました。続きまして、年が明けてことしの一月でございますが、やはり東京でございますが、この協定に基づきまず賢人会議と言っていると思いますが、合同高級閣僚委員会というのがございます。これの第一回が開催をされております。またこの間、政府レベルの、実務家レベルの会合というものがワシントン、東京でそれぞれ開かれておりました。このようにさまざまなレベルの合同会合を通じて両国間の協力関係強化のための具体的な協議というものは着実に進められておるわけでございます。緊密な協力関係というものが構築されていると考えております。

私どもといたしましては、こういう新しい枠組みのもとでこういう場ができたわけでございます。これらを十分活用いたしまして、摩擦と言われる前に問題を解決するように努力をしてまいりたいと思ひますし、そのための順調なスタートは切られているものというふうに認識をしております。

わけでございます。

○和田委員 それでは、米国との間ではなくてヨーロッパ、英国やフランスやドイツ、こういった欧州諸国と日本との科学技術の交流、これもまた不均衡の一つに挙げられて言われているわけですが、それが現状はどうなのか。

それから九二年にはECの統合があるわけですが、それからの関係が一体どういう見通しを持てたいのか、この点についてもお考えを聞かせていただきたいのですが。

○緒方政府委員 ヨーロッパ各国と日本との間の研究交流というものは従来から盛んに行われているわけでございますが、ここでもアメリカの場合と同様に、日本から向こうに行っている研究者の数と、向こうからこちらに來ている研究者の数との間で相当大きな不均衡がありまして、これは是正というものが求められておったわけでございます。この点につきましては、今回のフェローシップ制度の導入あるいは今回の法律改正による受け入れ態勢の強化というように、相当程度改善をされていくものと考えております。

九二年のEC統合と日本との関係、科学技術面でどういふ影響があるかというのを予測するのは、正直言ってなかなか難しい問題でございますけれども、私どもといたしましては、ECが統合されましたも、欧州といたしましては、ECが統合された後も、日本を含む域外の国との科学技術面での協力をしていくという姿勢に変わりはないと判断しております。また、日本の立場から申しまして、日本にとつてヨーロッパ各国との科学技術面での交流を続けていくことは大変意義の深いことでございますので、基本的な協力関係を維持するという枠組みに大きな変化はないというふうに考えているところでございます。

○和田委員 それではもう一つ、そういった国際関係、欧米ばかりではございませんで開発途上国にとりまして、やはり同じような思いがあるのではないかとと思ひますし、また、こういう国々にとって日本の科学技術というものの対する関心も

非常に高い、こういうふうに思ひますときに、今度のこのフェローシップの制度そのものは、こういう開発途上国に対してはどのようなアプローチがあるのか、そしてまた、途上国にとつてどれだけの魅力のあるものになるか、この辺がどういふ見通しを持てたいのかをお聞かせいただきたい。

○緒方政府委員 御指摘のように、今や経済大国、科学技術先進国と言われております我が国にとりまして、科学技術分野におきましても発展途上国と積極的に協力していくことが極めて重要なわけでございます。その中でも特に、御指摘のように、我が国と歴史的にも地理的にも深い関係のありますアジアの国々との協力を重点的にやっていくということが大変重要であると私も考えてございます。

その場合、もう釈迦に説法で恐縮でございますけれども、途上国に対して科学技術面で協力をしていくという場合に、その国のニーズに合致した科学技術を振興し得るようにつくることが極めて重要でございます。で、き上がった、完成された技術を移転するという従来の技術協力だけではななくて、途上国みずから新しい科学技術を生み出せるようにするための、いわば基盤を強化することの手伝いをする、これが大事なことでないかと思っております。そのために人材交流を含む幅広い国際研究交流を進めまして、途上国の人材の養成、研究開発能力の向上に協力をするという姿勢でやってまいっているわけでございます。

具体的には、日本の国立試験研究機関と途上国の研究機関との間の人材の交流でありますとか、アジアにはアジア科学協力連合、ASCAと言っておりますが、そういう組織ができておりますので、それらの国の研究者を日本に招聘してセミナーを開催するとか、あるいは宇宙の開発利用に関する協力の一環として協力活動を行うとか、原子力研究交流制度による人材交流を行うなどさまざまなことをやっているわけでございます。また、御案内のとおり科技庁以外でも、例え

ば、農林水産省では熱帯農業研究センターというようなものを設けて国際研究交流事業を推進しております。通産省では国際産業技術研究事業というものを展開されております。文部省の日本学術振興会においても途上国との協力というものをいろいろやっているわけでございます。

それで、科学技術庁の今度のフェローシップの中ではどういふことになっているかということとありますが、第一次の百人の中でいわゆる途上国の人が既に二十三名受け入れを決定しております。私ども、このフェローシップというのは、科学技術面での国際貢献を図り、日本の科学技術の振興も同時に図っていくという趣旨でございますので、先進国だけではなくて開発途上国も対象にして、優秀な研究者であれば同じように受け入れをしていくというふうに考えているところでございます。

○和田委員 押しなべて我が国の科学技術に対する見方というのは、基礎的研究あるいは創造的な研究に力が入らなくて、そういう基礎研究はお金もかかるし、なかなか実用化までは大変な努力をしなければならぬが、そういうところには余力を入れないで、よその国でそういうところに力が入っている、それを出かけていってその成果をとって、今度は応用の面で非常に上手にこれを応用化し実用化し、そしていろいろな商品にそれを生かし、産業に生かし、そして貿易で稼ぎまくっている、こういうような見方がされているわけなんです。

そこで、こういう批判に対して、じゃ、応用ではなくて基礎や創造的な研究に対してどうして今まで日本の研究環境というものがそういう環境になつてなかったのか、この辺がきちっとおわかりであつて、それに対応できるようなことになつていくかどうか、この辺をひとつお答えいただきたいのです。

○緒方政府委員 今の御指摘の点、いわゆる外国からの基礎研究ただ乗り論と称されるものでございますけれども、六十三年度の科学技術白書で日

米欧の比較調査をやっております、これを見ますと、日本の基礎研究というのは全般的にアメリカとの間で非常に大きな格差があつて、またヨーロッパにもリードされているというような指摘がなされております。

これの原因の分析としては、これはこれまで日本が、今、先生がお述べになりましたように応用・開発研究に重点を置いてきたこと、それから基礎研究の環境の整備が進んでいなかったためというように考えられているわけでございます。また、一般論として申し上げますならば、欧米諸国の基礎研究というのは我が国と比べますと個人の発想を非常に尊重するという伝統がありまして、この個人の発想を十分に発揮させる自由な研究環境によって進められているということが指摘をされているわけでございます。

それでは、そういうものに対してどういう改善策を講ずるかということでありまして、私どもも応用・開発研究だけではなくて創造的な基礎研究の推進を大いにやっていかなければならないという判断から、科学技術庁として御案内の国際フロンティア研究制度、それから新技術開発事業団が現在担当しております創造科学技術推進制度などを創設いたしました、これまで実施をしてきたわけでございます。また、本年度、平成元年度からはさらに、創造性豊かな人材の育成確保、研究環境の整備が重要だという認識から、独創的で優秀な若手の研究者に自由な研究環境を与えようということで基礎科学特別研究員制度というものを設けて、この基礎研究の振興に努力をしているところでございます。

私どももこれで十分と考えているわけではございませんで、今後さらにどういう施策を講じていくべきか、現在学識経験者を集めましていろいろ意見を聞いているところでございます。この検討結果を踏まえて、平成二年度以降の施策にこれらを具体的に反映させるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○和田委員 今お答えの中にありました基礎科学

特別研究員制度、大変ユニークな発想だと思うのです。これが動き出しているということは大変結構だと思うのですが、こういう今までになかった非常に弾力的な考え方に対応していくことは非常に大事だと思います。

もう一つ、このことだけちょっと聞きたいのは、この特別研究員の制度は国内だけでいいですか。これを門戸開放して、やはり同じようによその国からも受け入れる姿勢があるのかどうか、その点一つだけ。

○緒方政府委員 外国の優秀な研究者を日本に受け入れる制度としては、先ほど来出てまいりました科技庁フェローシップ制度が既に先行して開かれていて、専らそちらを御活用いただくことを期待しております。基礎科学特別研究員制度は、これも国内の一種のテスト事業でございまして、国内の若手の研究者に対して自由な研究環境を与えることにしたいというのが発想の根本でございまして、主として国内を念頭に置いた制度になっているわけでございます。

○和田委員 さつき大臣は、科学技術というものは平和のために非常に役立つものであり、大事であるし、特に社会環境とマッチしていかなければいけない、こういうようなお話もございました。それで、ちょっと方向は違うのですが、例の米軍空母のタイコンデロガが水爆機を落としました、このことについて長官の談話を新聞で拝見いたしました。この新聞によりますと、十六日の閣議の後のようすけれども、長官は、核装置が壊れ、核物質が流出したというこの事故について「米国の発表を聞いて驚いた。専門家で調査する必要がある」、このようにお話しになつて

いるわけですね。この「専門家で調査する必要がある」という談話についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思うのです。

○宮崎国務大臣 この水爆機が落ちたということ

は、この前の五月十五日に外務省から説明を聞きました。御承知のように、今まで私ども科学技術庁としては、原子力を推進力とする艦船が日本近海におりますし、また死の灰とかそういうことで、チェルノブイルの灰もそうですが、空から降ってくる放射能がございまして、こういったものを目的といたしまして、それが日本近海、海の方でどのくらいの放射能が残存しているかということを中心にして研究をしております。これは海上保安庁でありますとか、あるいは水産庁、気象庁、こういうところと委託と申しますか、予算の組み替えによりまして恒常的に調査をしてまいりました。

したがって、今回の事件は非常に異質な事件で、私どもは初めて遭遇する事件でございまして、しかも水爆がどういう格好になっているのか。これは核融合で爆発するという話を新聞でも書いておりますし、そしてまた米軍の調査によりまして、相当な水圧で、五千メートルのところにありまして、その中間において海水の水圧が加わりますね、それでも破綻をしている、ですから爆発はしない、こういうようなことでございまして、私ども常識的に考えて、それではばらばらになってベシヤンになったのだったら爆発はしないだろう。それはわかるのですが、その間に核物質、これは何であるかよくわからないのですが、プルトニウムなのか、あるいはそのほかの物質であるかわかりませんが、それが溶解をして、そして沈んだ、だからもうそういう放射能の危険はない、こういうふうに断定をしておられるわけで、私ども米国の科学技術が大分進んでいるのかと思ひますけれども、しかしながらプルトニウムにいたしましても鉄以上に重いものですね。そして私どもの研究者に言わせると難溶解だ、そんなに簡単に溶けるものではない、難溶解が溶けないかだ、だから下の方に落ちていたのだ、というのが、どの程度に溶解してそれが水産物とか魚とかに溶解しておるのか、それが実は

わからないわけですね。

それからいまいつ、五千メートルの海中で海水に暴露されている、それはその後どうなるのだろうか。物すごい水の量ですからうんと希釈されて影響はないのかどうか。それは全然ないというよりは何かあるだろう、こういう意見もございまして、その辺のことがやはり専門家の意見を聞いてみたいとわからぬのじゃないか、あるいは聞いた兵器の水爆の研究をしている人がいないので、その辺がわからぬのじゃないか。あるいはまた五千メートルといいますが、私も「しんかい六五〇」という調査船は持っております。ですから、それを引き揚げたらどうかという意見もございまして、調査をしても六千五百メートルぐらに行きますと真つ暗だろうと思うのです。私は港湾土木をやっておりますけれども、大体四、五千メートルまでは何とか引き揚げの可能性はある。船にいたしましたら五千メートルから八百メートルくらいまでじゃなかつたかと思うのです、船自体を全部引き揚げられるのですから、その辺のことが非常にわからぬところもあるな。ですから直観的に、これはやはり専門家にもう少し集まっていたらいい、アメリカ政府に技術的にいろいろ問い合わせることもあるだろう。今後どうしたらいいのか、あるいはどういふふうな見解を持っておられるのか、いろいろ専門家の方で集まると、私が浅薄な考え方であるのもないから、専門家の方々に集まっていたらいいと意見を聞きますから、よく意見を聞いてやってください、その部下に言ってください。

○和田委員 長官、専門家に意見を聞くだけでなくて、国民が見ているのは、そういう事故があった、事実がはっきりしてきた、それで一体それがどう環境に影響してくるのか、自分たちはどういう害があるのか、これを知りたいのです。それを知るために外務省は一生懸命アメリカに聞いていますというだけなんです。日本の政府自体がそういう影響がどうかあるかをみずから調べようとして

いるのか、していないのか。大臣は専門家で調査する必要がある、こうおっしゃったというので私は伺っている、大臣が内閣の中で、これは大まかから、ひとつ自主的に日本の科学技術の粋を集めて、そして調査をしようというのか、ただ専門家を集めて意見を聞くというのか、その辺をもうちょっとはっきり大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。どこかがイニシアをやってやるのかやらないのか。これは外務省がよそへ行って聞いてくるだけで国民にこうでございまして、日本から多分大丈夫でしょうというだけではだめだ。日本の政府がちゃんと自分の手で最大の努力をし、調査をした結果がこうだ、危なければこういう対策を立てよう、安全なら大丈夫だという自信を持った発表を政府がしてほしい。そのことについてどういうお考えがあるかを聞きたいのです。

○村上政府委員 お答え申し上げます。

大臣のそのようなお考えもございまして、私もいたしましては、当庁の関係機関の専門家でございますけれどもお集まりいただきまして、米國から既にいただいております回答についての検討、それからさらにこれ以上に関合せるものがどうあるかというこの検討等を、これまで数十年間の間に平和利用の過程で得られましたいろいろな知見に基づいて照らし合わせるというところから今スタートしたところでございまして、必要がありますれば過去に採取、分析しておりますようなサンプル等もまだ残っておりますので、そういうものを再度分析して今回のことと照らし合わせて考えてみるというたようなことを含めて専門家の検討を始めたところでございまして。

○宮崎國務大臣 ただいまの問題につきましては非常に重大な関心を私も持っておりますし、そういった専門家の会議とか各省庁と連絡しながら、要は委員がおっしゃったように国民の不安を除去するための所要の措置をとらなければならぬだろう、それにはやはり専門家に集まってもらった

どういう調査をしたらいいのか、ただ、今までのような日本近海の放射能の検出だけでいいのか、あるいはその沈んだと思われるところの何か調査をしなければならぬのか、あるいは魚類とかそういったものにまでやらなければならぬのか、その辺の調査方法というのがはつきりするだろう、そういう意味で申し上げているので、要はやはり国民の不安を取り除くということにあると思っております。

○和田委員 ぜひひとつ大臣の発言どおり、国民の安心がいくようなそういう努力をしていただきたいと思います。

外務省にちよつと来ていただいているのもう一つ伺いたのですが、こういう事故が起きたのは、これはこれだけではないのです。このほかにも、いわゆる最初に発表されたときのたくさん事故の中のひとつがたまたまこれであった、こういうふうに聞いておるのですが、そのとおりでしょうか。

○重家説明員 八一年にアメリカの国防省、エネルギー省の報告書が出されまして、その中で一九五〇年から一九八〇年の間に起こりました関係の事故について計三十二件報告が記載してございまして、今回問題になりましたのもその中の一件でございまして。

○和田委員 その三十二件のうちの一件がたまたま初めその発表されたのを見たときはわからなかったけれども、それが後になってわかったということですね。だとすると、ほかの三十一件についても、あまいとした表現で出ていけばわからないという心配が出てくるわけですね。たまたまわかったからいいけれども、わからないのじゃないか。これを厳重にチェックしていただいているかどうか。例えばスペインにB52が核兵器を載せたまま墜落した、こういうようなはつきりしているのはいいですが、そうでないものは時と場合によつては大陸から五百マイルと言いつつ実は沖縄の近くであったというようなケースがほかにもあったらこれはいかぬと思ひますが、全部チェック

してあるのでしょうか、どうでしょうか。

○重家説明員 八一年の報告書に關しましては先ほど来御説明させていただいておりますが、一般的な記述で、日本の近海、日本の近くで起こったということは八一年には知り得なかったということ、私も何らの措置もとらなかつたということ、私どもも何らの措置もとらなかつたということ、八一年の報告書の中に記述されておりますが、何らかの公共への危険あるいは警報の必要性というものが現に存在する場合は、アメリカは核兵器の存在を肯定も否定もしないという政策があるわけでございますが、それにもかかわらず公表しておるといふわけであります、八一年の当時、安全性、汚染の問題につき特段の危険性があるということも必ずしも認識されなかつたのが実情でございまして。

先ほどの先生の三十二件の中で大丈夫か、こういう御質問でございまして、今回こういう報道がございまして、八一年に公表された報告書の中に、我が国及びその周辺に關係する事故が含まれているのかいないのか、事実關係、關連情報現在米側に照会中でございまして。

○和田委員 時間が来たのもう一間だけで終わらせていただきます。

この前の委員会でも私ちよつと申し上げたのですが、やはり国民がそういう不安を、知りたくてもなかなか知り得ない、そういう意味で政府は積極的にその努力をしてほしいということが一つ。

それから、同じように原発の事故についても、事故の報道があつても、国民はなかなかどのくらいの危険度の事故であるか判定ができません、そういう意味でスケールをつくつたらどうかといううなことをこの前質問しながら申し上げたわけですが、新聞等によりましてそのことがだんだん作業が進んでいくように聞いておりますので、その辺がどの辺までいっているのか、できるとすればいつごろになるのか、そういう見通しをお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○三角説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のいわゆる原子力発電所であつてございまして、それと安全上との意味があるのかということにつきまして、我々も情報できるだけ公開をし、国民の御理解をいただくとともに、それが安全上どんな意味があるのかということ、それが安全上どんな意味があるのかということ、先生御指摘のよう

に今研究、検討中でございます。

先般来御報告してございまして、この尺度の策定につきましては旧年来、最初に技術専門家が成りますところの研究、これは東京大学の近藤先生あたりと一緒に勉強したわけでございますが、自來研究、検討を続けてございまして、現在のところ尺度としていろいろな要素があらうかと思ひますが、一つには事象として、放射性物質が一般公衆にどのような影響を与えたかといったようなこと、外に出たかどうかといったこと、それから従事者の被曝の程度はどうかというようなこと、それからもう一つは原子力施設の状況がどのようなかといったこと、三つぐらゐの視点を念頭に置きながら勉強を進めてございまして。なお若干の時間は必要かと思ひますが、むしろこれは關係の各方面の意見も踏まえながら、有効な評価尺度を策定するように努力中であるということで御理解願ひたいと思ひます。

以上でございまして。

○和田委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤（敬夫）委員長代理 矢島恒夫君。

○矢島委員 本日の委員会、大臣所信について質疑をするようにと私要求したのでございまして、理事会で法案審議が先ということになりましたので、そのことはまた後日大臣にお伺ひすることにして、法案の三十条の二のところにある共同して行う基礎研究、いわゆる國際共同研究のことで質問したいと思ひます。

今回のこの法改正によりまして、国際共同研究を行う場合に、研究の契約の問題、それから研究成果についての帰属と公表の問題、それから特許出願のやり方、これがどうなるのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

〔佐藤（敬夫）委員長代理退席、若林委員長代理着席〕

○緒方政府委員　お答え申し上げます。

法律の三十条の二は、事業団が従来から実施しております創造科学技術推進制度について規定した条項でございまして、従来この創造科学技術推進制度、日本の国内制度として実施しておりますので、この研究に従事する研究者は事業団が全員雇用して研究をするという建前になっております。今回、それに国際共同研究をやる場合の特例を加えたものでございまして、国際共同研究をやる場合にはこれの例外として別の扱いができるというところでございます。

さてその国際共同研究をやります場合に、改組後の新技術事業団と相手側の外国の機関との間で共同研究をするための契約を締結するわけでございいます。その契約の本身といたしましては、もちろん、どういう研究をやるのか、どういう分担でやるのか、どれだけの期間でやるのか、費用の分担をどうするのか、研究成果の帰属をどう扱うのかというようなことを決めることになろうかと思っております。これは、先ほども申し上げましたように、研究相手先あるいは研究テーマがまだ決まっておりますので、これから具体的な案件に即して協議するわけでございまして、ケース・バイ・ケースで決めていくわけであります。それから、工業所有権の問題について御指摘でございましたが、今申し上げましたように、この工業所有権の帰属、知的財産権の帰属につきましては、契約によってケース・バイ・ケースで決めるというのが原則でございいます。

それから、成果については、その特許申請の過程で一定期間公表を差し控えることがあるというのは国内の場合と同じでございますけれども、そ

ういうことを除きますと、成果は研究発表会等を通じてすべて公表するという原則でやらしていただく予定です。

○矢島委員 その場合、相手国がアメリカである場合、日米科学技術協力協定の枠内での基礎的的共同研究が行われた場合も今のお話と同じだ、こう理解してよろしいですか。

○緒方政府委員 御指摘のとおりでございます。相手国がアメリカで日米科学技術協力協定の枠内で行われるというケースも、今御説明した中には含まれると考えております。

○矢島委員　そうしますと、日米科学技術協力協定の枠内での共同研究の場合の公表の問題なんですけれども、この科技協定の第一条の一項のDにはいわゆる安全保障条項があるわけですが、これとの関係はどういうふうになっておりますか。

○緒方政府委員　日米科学技術協力協定の一条の一項Dには「適用可能な国内法令（安全保障に關連するものを含む。）に合致した、情報の可能な限り広範な普及」という規定になってございます。この日米科学技術協力協定上も、情報については可能な限り広範に普及をするということで、それについて關連の国内法規があれば、安全保障に關連するものも含め国内法令に準拠してやるということでございます、そこは特段の変化はございません。

なお、新技術開発事業団法の改正でお願いしております。国際共同研究、さらには新技術事業団の行います国際研究交流活動全般と言つてよろしいかと思ひますが、これは安全保障に関連するようなものが入つてくる余地はございませんで、専ら平和の目的といひましょうか、武器技術に関連するようなものは対象として考えておりませんので、今の問題については特段の問題を生ずることはないと考えております。

○矢島委員 いわゆる軍事的な研究じゃなくて基礎的研究というわけですが、いわゆる基礎的な研究というものの研究過程の中で軍事的に利用する

ことが可能な知識や技能が発見、発明される、こういうことは十分に予測されるわけでありますけれども、このような場合でも公開するということ、でよろしいのでしょうか。

○精方政府委員 事業団が行います国際共同研究というのは応用開発目的が特定をされておりません基礎段階の研究でございまして、したがって、防衛関係の技術の研究が行われるあるいはそういう成果が生じてくるというようなことは基本的に想定されないわけでございます。

○矢島委員 科技協定の附属書Ⅰに七つの分野が挙げられております。もちろんその中の超電導の研究にいたしましてもあるいはレーザの研究にいたしましても、基礎的研究の中において軍事的に利用できる成果が上がるということは十分に考えられることであつて、想定いたしませんという言い切り方というのが極めて問題ではないか。この共同研究の中で、やっているうちにアメリカが軍事的に使いたいというような結果が出た場合はどう取り扱うのか。このことについて実は宇宙外務大臣とシユルツツ官務長官の例の科技協定のと

の往復書簡というのがあります。この往復書簡の中で「もしもこの協定にもとづく協力活動の過程で国防上の理由で秘密にすべき情報や機材がつくり出された場合は、適用しうる法規の許すかぎり非公開にされる」というような書簡になっているわけですが、これも、これとの関係、つまり研究成果というのが秘密にされてしまうのではないか、こういう危惧についていかがでしょう。

○緒方政府委員　日米科学技術協力協定の体系の中でちょっと先に御説明をいたしますと、日米科学技術協力協定上日米の共同研究をやっていく。研究は、もちろん先生もう御指摘のように最初は一般的なものであって、結果として出てきた場合という御指摘であらうと思いますが、そういう場

技術あるいは全然民生の目的で研究開発しておったところ、途中で軍事技術である、防衛関係の技術で使えるということが判明をし、その段階で取り扱いが問題になったときには、私どもとしてはそれまでの研究成果はすべて公表して、その段階で共同研究を打ち切るということにならざるを得ないというふうに考えてございます。それが日米協定上の実際の運用になろうかと思えます。事態を想定しているわけではございませんが、論理の問題としてそうなります。

他方、今回法律改正をお願いしております事業団法の方でございますが、これは、この事業団と申しますのは科技庁の所掌事務の範囲内でやるわけでございますから、専ら防衛のための技術を共同研究する道理もございませんし、法律上も科学技術庁の所掌にかかわるものに限するという限定も入っておりますし、「新技術の創製に資する」というような事業団法の目的の縛りもありますので、およそ専ら防衛のための技術というものが研究の対象になるということは想定をされないと、うわけでございます。

それでも、その汎用技術が将来結果として何か防衛関係の技術に使われることがあるかどうかという点をさらに御議論されておるのかと存じますけれども、いわゆる汎用技術につきましては、これは本当の汎用技術なものでありまして、科学技術の進歩の上からも汎用技術がある目的に使われてはいけないということと縛ることはできないものではないかと思っております。その限りで、汎用技術がいろいろな方面で利用されるという可能性は理論的には否定できないのだらうと思っております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、私どもとしてはそういう事態はこの体系では想定しない、されないというふうに考えております。

○矢島委員　研究成果の公開ということとはぜひ、科学技術の発展のためにも重要なことです。ただ、私が今まで申し上げたような危惧を感じるといふのを別の角度でちょっと質問したいので

すが、国際共同研究を実施する場合、相手側の団体ですが、アメリカの場合ですが、国立研究機関であれば例外的に設けないでどの機関とも実施することになるというふうに理解してよろしいですか。

○緒方政府委員 アメリカの場合、合衆国政府あるいはローカルな州政府あるいは公共団体、それから基礎的研究を行うことを目的とする研究機関というようなものを想定しているわけでございまして、その限りで特定のものを排除しているわけではございませんけれども、くどいようでございますが、専ら防衛のための技術というものはこの事業団の所掌事務ではございせんから、仮に専ら防衛のための技術開発を目的としている米国の団体、組織があるとすれば、それは我が方として共同研究の相手としては考えていない、対象にならないということでございます。

○矢島委員 先にお答えいただいたような形ですが、そうすると、例えばアメリカのNASAやあるいはロスアラモス研究所、こういうようなところとも共同研究を実施する、いわゆるこういう団体も対象となるのかどうか、その辺をお聞きしたいのです。

○緒方政府委員 NASAにつきましては宇宙開発の実施機関、研究機関でございますし、ロスアラモスはエネルギー省所属の研究機関でございますので、それらは当然共同研究の相手方にチームによってはなるということでございます。

○矢島委員 ロスアラモスについては、エネルギー、つまり核問題も中心にやりながら核兵器の研究の中心だ、それからSDIの研究を受注する団体でもあります。NASAは、歴史的な経過を見てみますと、これは一九五八年十月に海軍の傘下のNRCというのや陸軍の傘下であったフォーン・ブラウンというそれぞれを合流して設立したものであるということも事実であります。ですから、軍と密接な関係を持ち、軍と共同での研究も行っているということは、これは決して珍しくないことでもあります。もちろんNASAはSDIに

も参加しております。こういうアメリカの国防関連予算で科学技術を研究している国立研究機関、こういうところとも共同研究をやる、こういうふうな御答弁だと思いますが、確認したい。

○緒方政府委員 専ら防衛のための技術研究をやっているものではなくていろいろな研究をやっている団体につきましては、NASAあるいはロスアラモス研究所というのはそういうものであると私も理解をしておりますのでありますけれども、そういう機関との間で国際共同研究をやることを否定はしていない。やると決めているわけではございませんが、相手方の候補としては理論的には可能性はあるということをお願いしているわけでございます。

○矢島委員 四月に引退したNASAのフレッチャー長官が、引退直前に最後の議会の公聴会で証言をしているわけですが、その証言の中で、NASAの研究の海外移転を制限する立法の必要性というのを強調しているわけですね。そしてその中で、制限の対象となると見られるものは、価値が高く、取得するのに大きな費用を要する貴重情報、そういうものもやはり制限を加えていく必要がある、こういう内容の証言なのでありますけれども、四月五日の日経新聞ですけれども、技術移転問題についてFISX共同開発問題と共通する考え方が強まっているというような報道をしております。こういうような状況の中で、共同研究成果の公開というものに非常に重大な影響を及ぼす事態が起こるのではないかと、この点を非常に危惧するわけですね。NASAなどを除外する考えはないという先ほどの御答弁であったわけですが、すべて公開していくということについては間違いないと思いませんか。

○緒方政府委員 間違いないと思いません。したがって、そういう前提で先方がそれなりの判断をされる場合があるのかもしれない。

○矢島委員 長官、科学技術の開発研究というのが自主的、民主的、そして公開、自主、民主、公

開という原則であるべきだということはおかねがね長官もおっしゃっているとおりでありますが、この三つの原則について長官のお考えをもう一度お聞きしたい。

〔若林委員長代理退席、委員長着席〕

○宮崎國務大臣 ただいまのお話でございますが、私どもの科学技術庁はいろいろな研究をしております。一般の民主的な申し述べて、軍事に關係のない研究をしているわけですが、それが両方、汎用技術の研究になりましてその成果は公表する、しかしそれ以上、汎用技術から、ある特定の軍事目的のためにその汎用技術を利用しようということになれば、そこで私どもの方は研究は打ち切る、そういうことでございまして、今最後にお話の自主、民主、公開という原則は守っていききたい。民主というものは、御存じのように国会で承認された委員の方々が、原子力委員にいたしましてもあるいはまた宇宙開発委員にいたしましても国会で任命された委員の方がなっております。そしてまた自主的な開発、そしてこれはもう技術全体の問題でございまして、人類共通の財産でございまして、なるべく公開をするということが原則だということに考えております。

○矢島委員 次の質問に入ります。

今度提案されております一部改正案、これは科学技術協定の附属書で「全般的科学技術関係の強化のための措置」というのがございまして、それの具体化ということが出てきています形になっていくのですが、それでよろしいですか。

○緒方政府委員 日米科学技術協力協定と今回の法律改正は直接の關係はございません。ただ、日米科学技術協力協定が改定をされた背後には、研究交流の促進、それから不均衡の是正というような考え方があり、今回の法改正でねらっているのはそういう実態面を解消していくための手段を決めていくわけでございますから、いわば背景として日米科学技術協力協定を改定に至らしめたものと今回の法律改正とは何らかの共通性があるかというところは言えようかと思いますが、日米科

学技術協力協定を締結したからこの法律案が必要である、こういう關係はございません。現にアメリカとの關係だけではなくて、私どもはヨーロッパあるいは発展途上諸国、さらには東側の諸国に対しても研究交流を進めていくということ、それについては今回の法改正の中に含めて私どもは考えているわけでございます。

○矢島委員 けさ配っていた資料集の第一ページにはその背景というところが一番最初にあるわけですが、「日米科学技術協力協定」という文字もその中に入っているということでございますので、それも指摘しておきたいと思えます。要するに、この内容を見ますと、大変至れり尽くせりの生活支援というものを国際貢献という名のもとでアメリカにやるという点が指摘できるところでございますが、この問題については先ほど来当委員会で同僚委員も質問している内容ですが、国内の基礎研究の保護はどうなっているか、こういう点であります。

私、研究員当積算費の単価の年次推移の資料をいただいたわけですが、これによりまして昭和五十六年から今年度まで九年間も据え置かれていた、こういう実態であります。私、一昨年の九月一日、この委員会におきまして、当時三ツ林長官であったわけですが、先ほど来出ておりますが、国立試験研究機関の研究者が学会に参加するときの旅費問題であります。当時一人一万円でなかなか学会にも参加できないという状況にあること、ですから旅費の大幅増額をすべきではないかということ、を当時の三ツ林長官にお尋ねいたしましたところ、長官も予算を充実したいという答弁をされたわけですが、先ほどお答えもあつたようですが、現在、旅費の変化の状況はどういう状況でしょうか。

○緒方政府委員 国内の基礎研究につきまして、先生御指摘のいわゆる人当研究費というものがあるわけですが、ただ、人当研究費だけが基礎研究の財源になっていくわけではございません。先ほど来御説明していただきます国際フロンティ

ア研究システムであるとか創造科学技術推進制度であるとか基礎科学特別研究員制度であるとか、基礎研究でありながらそれを推進していく別の制度がいろいろできておりますので、そういう点もぜひお酌み取りいただきたいと思ひます。

それから学会出席旅費でございますが、先ほど御説明しましたように、計算上は一人の研究者が二年に一回の割合で単価二万二千円の学会出席旅費が得られるという積算根拠になってございす。確かに長らく据え置き状態にあるのは事実でございますが、本年度、消費税導入に伴います若干の修正は行われております。

なお、これに関連して昭和六十年から科学技術振興調整費の中に重点基礎研究制度というのが設けられておりまして、いわば別枠で、人当研究費の別枠として試験研究費が十二億円、それから国内の学会出席旅費に今申し上げたものとは別に合計で一億円、それから国際研究集会出席旅費というところで外国旅費が別枠で五千万円、科学技術庁に一括計上されておまして、これはそれぞれ研究機関に重点研究テーマに応じて配分をし、それぞれの機関の所長さんの裁量によって弾力的にお使いいただくというような制度がとられて、このことをあわせて報告させていただきます。

○矢島委員 ここに「深刻な学会旅費の実態」という、研究職に属している研究員の方々五千八百三十三人を対象にいたしまして、国公労連と学研労協のやった世論調査結果がありますが、この中に、先ほど局長が答弁された、十三年間旅費単価は据え置かれていた。その積算の仕方として、二年に一週というのがいわゆる二分の一係数制というのと同じなのではないかと、それとも別なんですか。——同じですね。

そこで、旅費その他、科学の技術研究をしていくのに現場の研究者が非常に困っている状況など、これは日本化学会から「日本の化学をとりまく研究環境」という報告書が出ております。この中にも大変驚くべき実態が書かれているわけですが、その中の問題について清水科学部長が毎日新

聞で、「化学者の訴え」というので、「狭い、きつい、ちがって。日本の大学の化学研究室はおしなべてこんな状態だ」という書き始めから、研究費などが大変不足しているという状況で、この辺を基礎研究の助成という面でも、あるいは基礎研究のたぐひが言われる中でぜひそういう面にも力を入れてもらいたいというのが十月十二日の毎日に載っておりますけれども、こういう問題であるとか、あるいは長官も御存じだと思いますけれども、先日、四月二十日だったと思ひますけれども、日本学術会議の第百七回の総会が行われまして、その中で「大学等における学術研究の推進について——研究設備等の高度化に関する緊急提言——」というのが採択されているわけですね。

時間の関係でこの緊急提言の内容まで一々御紹介できないわけですが、そういう状況にある中で、先ほど来同僚委員からの質問にもありましたとおり、科学技術の振興のためにそれに見合う予算的な措置というものが今極めて緊急に重要になってきているのではないかとこの点について、それからもう一つ、先ほど振興調整費の重点基礎研究費ですか、これを増額されるというお気持ちはございませんでしょうか。

○緒方政府委員 科学技術振興調整費全体で百一億円というのが平成元年度の予算でお願いしている額であります。限られた予算の中でいろいろなお願いをしているものでございまして、枠という点でなかなか厳しいというのが現状のようでございます。

○矢島委員 最後の一つ、長官、今の国の科学技術振興のために予算の面でも大いに奮闘していく必要があるのではないかと、それについてのお考えをちょっとお聞きして終わりにしたいと思います。

○宮崎國務大臣 午前中に多分大蔵省の主計官から何か話がございます。平成元年度の予算は科学技術庁については六%か七%ぐらい伸びました、こういう話がございます。今、政府委員と

のやりとりを聞いておきますと、何故人頭割の方は非常に厳しいようでございますが、各研究項目ごとに予算も大分あるようでございますし、今御提案のいろいろな点は十分検討いたしまして、とにかく研究をひとつつくりやうやっていただくという方に力を注いでまいりたいと思っております。

○中川委員 終わります。

○中川委員 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。野坂浩貴君。

○野坂委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案について賛成の討論をいたします。

科学技術の振興は二十一世紀の豊かな社会及び国民生活の創造に向け極めて重要であり、海外諸国においても科学技術の振興に努力しているところであり、このような中、我が国は、従来から科学技術立国を目指し、科学技術の振興に努め、これを基盤として社会的、経済的に目覚ましい発展を遂げてまいりました。今や我が国に対し、海外各国から、我が国の経済力、科学技術の水準に見合った国際協力、国際貢献を行うことが強く要請されております。

一方、近年、科学技術が高度化、複雑化し、その対象が広範多岐にわたっている反面、研究者の専門分野の細分化が進んでいる状況を踏まえ、基礎研究を中心とする科学技術の振興を図るに当たりましては、研究背景の異なる研究者間の交流による知的触発が極めて有効であり、従来以上に国際研究交流を行うことが緊急の課題となっております。

しかし、我が国の国際研究交流の現状を見ますと、特に先進諸国との間の研究者交流について極

めて大きな不均衡があり、また、我が国が一方的に先進諸国の基礎研究の成果を利用している等の批判があります。また、開発途上国は、科学技術の振興に対し、我が国のより積極的な貢献を期待しております。

このような状況を踏まえると、外国の研究者の受け入れ、受け入れ環境の整備等国際研究交流の促進は、我が国の科学技術の振興を図るとともに、国際的要請にこたえる上で喫緊の課題であると思われす。

本法案は、こうした現下の要請にこたえるものであり、我々は、この法律の成立により、東西を問わず国際研究交流を促進するための実施体制の整備が図られ、我が国の国際研究交流がより一層促進されるものと期待するところであります。以上の点から、本案に賛成の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

○中川委員 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま提案されました新技術開発事業団法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

私は、本法案に反対する理由を述べる前に、竹下首相は去る四月二十五日、退陣を表明したが、やめると決めた内閣が提出した本年度予算を、予算委員会での強行採決に続いて、国会史上初めて本会議での単独強行採決を行うなど、議会制民主主義を踏みにじる許されない暴挙を重ねた。本法案はその予算に関連するものとして提案されたものであるが、今、国会がやるべきことは、原議長の引責辞任とリクルート疑惑の徹底解明である。

しかも、予算にかかわる法案の取り扱いという国会の全会派にかかわる問題を、またや共産党を排除した密室協議で決め、これを国会に押しつけ、十分な審議時間も確保せず法案の成立を図るということは、これ自体、議会制民主主義を踏みにじるものであり、断じて許されぬことを強く指摘し、以下、反対する理由を述べたいと思ひます。

す。

反対の理由は、今回の改正法案は、日米科学技術協力協定の体制づくりの一環としての法改正であり、アメリカの理不尽な要求にこたえてアメリカ人研究者への生活支援や、実施される国際共同研究についても科学技術の軍事利用、軍事研究を排しておらず、研究開発の自主、民主、公開の原則を真つ向から踏みにじるものであり、我が国の科学技術の発展をゆがめるものだからである。

政府は昨年六月、日本の科学技術者の広範な反対世論を無視して、米国の要求を全面的に受け入れた日米科学技術協力協定を締結した。この協定第一条を見ても、「全般的科学技術関係」を強化するため、「の原則の一つとして」、「適用可能な国内法令（安全保障に関連するものを含む）」に合致した、情報の可能な限り広範な普及」を掲げているように、我が国の科学技術をアメリカの軍事秘密保護の網で厳しく規制し、我が国の科学技術研究の成果、情報の公開を、すべてアメリカの安全保障のために規制することになっている。また、第二条五項では、「すべての分野における研究機関（大学、国立研究所及び民間部門を含む）の研究及び組織の参加を認めることができる。」としている。これは、我が国で行われる科学技術の研究開発は、最初の段階からアメリカの事実上の監視のもとに置かれるものであり、アメリカの利益のために動員される条件がつくられている。

協定で実施される国際共同研究についても、通産省の超L S I など次世代産業基盤技術研究開発や第五世代コンピュータ開発プロジェクト、科学技術庁の新技術開発事業団の各種プロジェクト、バイオテクノロジーを含むライフサイエンス研究開発プロジェクト、超電導、光電子素子などの先端応用技術についてであり、S D I 兵器など、ハイテク兵器を生み出すような基礎的研究、汎用基盤技術分野である。こうした分野が日米科学技術協力協定によってアメリカの安全保障の規制の枠内となれば、秘密扱いになることは明確である。

今回の改正法案は、こうした日米科学技術協力協定を受けて、我が国の科学技術分野におけるプロジェクトに、半年以上の長期にわたるアメリカ人研究者の直接参加を受け入れるための宿舎、滞在費用、奨学金などの生活支援や、国際共同研究に関する情報提供などを日本の負担で行おうというもので、この業務を新技術開発事業団に行わせるといふものである。

我が党は、新技術開発事業団について、これまでも大企業の技術開発を支援する機関であると指摘してきたが、今回の改正案によれば、それに加え、日米科学技術協力協定の実施機関とするものである。

本来、科学技術分野における国際協力・交流は、すべての国々と相互に主権を尊重し合う、自主、平等、互恵の立場に立った協力・交流や科学者、技術者の自主的、創造性の尊重が科学技術の発展を促すものである。

今回の新技術開発事業団法の一部改正によって実施される国際共同研究やその支援業務の内容は、科学技術の研究開発のこうした重大な原則を踏みにじるものであり、我が国の科学技術の発展をゆがめるものである。したがって、今回の改正法案には反対である。

最後に、現在、国立試験研究機関における基礎的研究や創造的研究の充実に必要な人当研究費、学会参加旅費等の大幅な予算措置こそ、政府が行うべき急務であることを強く指摘し、反対討論を終わります。

○中川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中川委員長 これより採決に入ります。内閣提出、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時二十二分散会

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

新技術開発事業団法
目次中「開発審議会」を「新技術審議会」に改める。

第一条中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」に、「行うほか」を「行うとともに」に、「普及すること」を「普及するほか、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究に係る国際交流（以下「国際研究交流」という。）の促進に関する業務を行うこと」に改める。

第二条一項中「人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。」を削る。

第三条中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」に改める。

第五条に次の三項を加える。

4 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（次項において

「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

6 前項の評価委員会その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第一項第六号中「開発審議会」を「新技術審議会」に改める。

第八条中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」に改める。

第十三条第一項中「専務理事及び監事」を「及び専務理事」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三章 開発審議会
「第三章 開発審議会」を「第三章 新技術審議会」に改める。

第二十二條中「開発審議会」を「新技術審議会」に改める。

第二十三條第二項中「及び新技術」を「新技術」に改め、「基礎的研究」の下に「及び国際研究交流の促進」を加える。

第二十四條第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第二十八條第五号中「附帯する業務」の下に「を行うこと」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 国際研究交流に關し、外國の研究者の受入れに係る支援、外國の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

六 国際研究交流に關する情報を収集し、整理し、及び提供する業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

第三十條の二第一項中「基礎的研究」の下に「（外國の政府又は公共的団体、國際機關その他総

理府令で定める外国の団体とのみ共同して行うものを除く。」を加える。

第三十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条第二項中「つけなければならない」を「付けなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十七条及び第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

(所得税法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中

新技術開発事業団

新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)

第八十二号)

を 新技術事業団

新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)

に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第十三号中「新技術開発事業団が新技術開発事業団法」を「新技術事業団法」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 新技術開発事業団は、この法律の施行の時に、新技術事業団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に理事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に新技術事業団という名称を用いている者については、この法律による改正後の新技術事業団法第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

科学技術に関する国際研究交流を促進するため、新技術開発事業団に研究者の交流を促進するための業務等を行わせることとし、その名称を新技術事業団に改めるほか、所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

科学技術委員会議録第三号中正誤
改正
二 三 六 啓発

平成元年五月三十一日印刷

平成元年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D